

## 第3部 決算状況の推移と他市との比較

多摩市はどんな市なのかを、過去からの推移と、他の市との比較により解説しています。

## 1 はじめに

「多摩市は財政力が高いって言うけれど本当なの？」 「行政は財政が厳しいと言うけれどなぜ厳しいの？」 そんな疑問をお持ちではありませんか？ この冊子では、グラフや表を用いて決算から見る多摩市の財政状況をできる限り分かりやすく説明してみました。

市に入ってくる収入(歳入)の状況や収入をどのようなことに使っているのか(歳出)、また、歳入と歳出のバランス、財政の状況を計る各種指標、他市との比較等を通して、多摩市の財政状況を見てみます。そして、課題や特徴を浮き彫りにしながら、将来を展望してみます。

多摩市は多摩ニュータウンの開発とともに発展してきました。人口の急激な増加とともに市税収入も伸びたことから、その税金を活用して、様々な市民サービスの充実や公共施設の建設等を行ってきました。昭和46年の第一次入居から40年以上が経過し、ニュータウンの再活性化と持続化に取り組む時代に入った多摩市の状況を紹介します。

### 【平成30年度決算の特徴】

歳入の大きな柱である市税の総額は前年度比で6.1億円の増収となりました。法人市民税が一部企業の業績動向により5.7億円、個人市民税が税制改正や納税義務者の増加の影響により0.8億円と前年度比でそれぞれ増収となったことが主な要因です。

その他、財政調整基金の繰入金、地方債は前年度比がそれぞれ1.9億円、8.8億円減少し、歳入総額は18.9億円の減収となっています。

歳出では、扶助費は1.9億円減少しているものの、臨時福祉給付金給付事業が平成29年度で終了した影響が2.8億円あり、障がい者福祉に係る扶助費の引き続きの伸び等により実質的には増加しています。

その他、学校給食センター1か所(永山調理所)の民間委託の影響などによる物件費の増加はあるものの、コミュニティセンター(大栗川・かるがも館)の建設終了などにより普通建設事業費が10.9億円減少したほか、基金積立金の減少などにより、歳出総額は前年度比で16.7億円の減少となりました。

### 【財政の見通し】

市税は、法人市民税が一部国税化などの影響により今後減少することが想定され、市税全体でも減少することを見込んでいます。

一方歳出では、幼児教育・保育の無償化、義務教育就学児医療費助成制度の所得制限撤廃に加え、引き続きの障がい者福祉の伸びによる扶助費の増加、高齢化の進行等による特別会計への繰出金などの社会保障経費の増加が見込まれます。また、普通建設事業費については、パルテノン多摩、中央図書館などの全学的施設の更新等を予定しているため、大幅に増加する見込みです。

そのため、「行財政運営手法の転換」、「都市基盤を含む公共施設等のマネジメント」、「内部改革の推進」により、「持続可能な質の高い行財政運営」を推進していきます。

数値は「普通会計」によるものです

#### ○一般会計とは

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上する会計であり、特別会計で計上される以外のすべての経理を一般会計で処理しなければならないこととされています。

一方、「特定の事業を行う場合」や「特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」については、法令で設置が義務づけられているもののほか、条例によって特別会計を設置することができます。

#### ○普通会計とは

地方財政統計上で統一的に用いる会計区分です。一般会計・特別会計の区分などは地方公共団体により異なっていますが、普通会計を用いれば同じ条件での比較ができます。多摩市の場合は、後期高齢者医療特別会計に係る一部の費用を総務省のルールに従って普通会計の処理を行っているため、一般会計と普通会計の決算額に差分が生じています。

#### ○構成

経年変化は、過去からの流れをグラフで、具体的な数値は近年7年分を表で示しています。他市との比較は令和元年7月下旬時点の数値を用いています。

#### ○グラフに記載の「市民1人当たりの…」の数値について

特に注釈のない場合、各グラフの数値は、平成31年3月31日現在の人口(148,691人)を、他市との比較のグラフの数値は平成31年1月1日現在の人口(148,745人)を基に算出しています。

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成24年7月9日に施行されたことにより、平成24年度以降の人口には、外国人登録とされてきた人口を含んでいます。

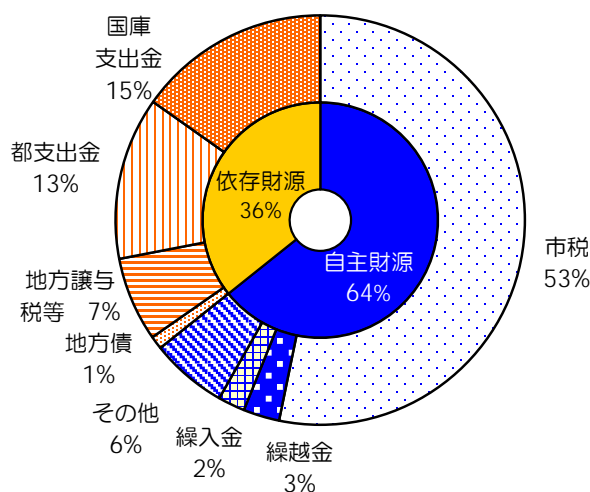
## 2 歳入の状況

では歳入を見てみましょう。

### (1) 多摩市の歳入構成

平成11年度に市税が約297億円とピークを迎えたのを境に歳入全体としても減少傾向に転じ、その後はほぼ横ばいで推移してきましたが、平成20・21年度の定額給付金給付や、平成22年度からの子ども手当（現児童手当）支給により、国庫支出金と都支出金が増加となりました。平成30年度は市税が約6.1億円の増加になったものの、普通建設事業費の減により地方債が約8.8億円の減少、地方消費税交付金が清算基準の見直しにより約4.6億円の減少、旧西愛宕小学校用地の売払収入の減により財産収入が約3.1億円減少したことなどにより歳入総額は約18.9億円の減収となりました。

どの年度においても、多摩市の歳入で一番大きな割合を占めているのが、市民の皆さんの市税です。平成30年度決算における構成比は53.2%となり前年度と比較して2.8ポイント増加しました。これは、地方債や財産収入の減により分母となる歳入総額が約18.9億円減少したことと、一部企業の業績動向により法人市民税が増収となったことなどにより分子となる市税が約6.1億円増加となったことが主な要因となっております。都内26市の中でも3番目に高い比率となっております。



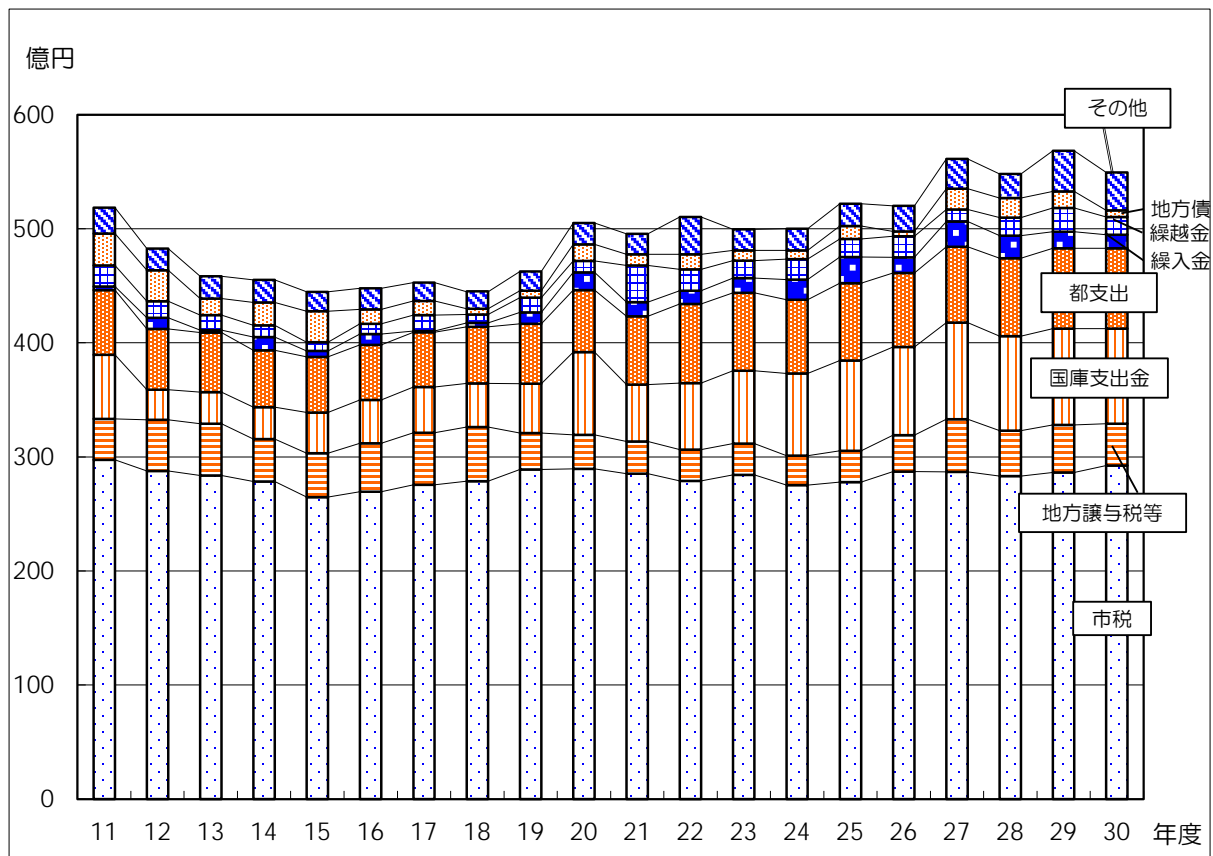
### (2) 主な項目の増減要因

※主な項目について、平成29年度と比較して説明します。

なお、市税については、「3 市税の推移」で、税目ごとに説明します。

科目	増減理由
地方譲与税等	約5.2億円、12.4%の減少となりました。地方消費税交付金が約4.6億円、株式等譲渡所得割交付金が約0.6億円の減少となったことなどが要因です。
国庫支出金	約0.9億円、1.0%の減少となりました。障害福祉サービス費の増により障害者自立支援給付国庫負担金が約1.6億円増加したものの、事業の終了により臨時福祉給付金給付事業費補助金が約2.8億円減少したことなどが要因です。
都支出金	約0.2億円、0.2%の増加となりました。平成29年度に執行した衆議院選挙に係る事務委託金が約0.7億円減少したものの、認証保育所運営費補助金が対象施設の増加や加算項目の新設などにより約0.6億円の増加、市町村土木補助事業補助金が約0.5億円、障害福祉サービス費の増加等により障害者自立支援給付都負担金が約0.4億円の増加となったことなどが要因です。
繰入金	約2.9億円、19.7%の減少となりました。財政調整基金の取崩しが約1.9億円の減少、平成29年度に小学校改修工事などの財源とした公共建築物等整備保全基金の取崩しが約0.9億円減少したことなどが要因です。
繰越金	約5.2億円、24.9%の減少となりました。平成29年度の歳出不用額の減少により決算剰余金が約4.1億円、平成29年度の多摩第二小学校整備工事の繰越がなくなったことにより約1.2億円減少したことなどが要因です。
地方債	約8.8億円、60.7%の減少となりました。西落合小学校大規模改造事業で約3.8億円など新規借入があったものの、平成29年度は和田・東寺方周辺地域コミュニティセンター建設工事で約3.0億円、北諏訪小学校大規模改造事業で約2.9億円など平成30年度よりも借入が多かったことが要因です。

(資料) 多摩市の歳入構成の推移



単位：千円、%

年度	24	25	26	27	28	29	30
市税	27,532,659	27,792,396	28,716,557	28,683,356	28,317,204	28,629,843	29,237,529
構成比	55.1	53.3	55.2	51.1	51.7	50.4	53.2
地方譲与税等 ※1	2,567,019	2,748,037	3,176,067	4,626,612	3,969,945	4,176,122	3,658,357
構成比	5.1	5.2	6.2	8.2	7.3	7.3	6.8
国庫支出金	7,216,567	7,909,804	7,750,384	8,466,687	8,281,926	8,434,768	8,347,793
構成比	14.4	15.2	14.9	15.1	15.1	14.8	15.2
都支出	6,443,183	6,767,104	6,465,401	6,630,000	6,836,744	7,034,915	7,051,530
構成比	12.9	13.0	12.4	11.8	12.5	12.4	12.8
繰入金	1,789,903	2,311,817	1,372,204	2,220,138	1,998,001	1,457,253	1,169,537
構成比	3.6	4.4	2.6	4.0	3.6	2.6	2.1
繰越金	1,793,124	1,576,604	1,844,982	1,072,151	1,582,588	2,088,967	1,567,927
構成比	3.6	3.0	3.5	1.9	2.9	3.7	2.9
地方債	768,800	1,136,600	427,200	1,795,600	1,707,800	1,452,300	571,100
構成比	1.5	2.2	0.8	3.2	3.1	2.6	1.0
その他 ※2	1,886,733	1,935,850	2,252,519	2,617,518	2,106,055	3,549,917	3,326,041
構成比	3.8	3.7	4.4	4.7	3.8	6.2	6.0
合計	49,997,988	52,178,212	52,005,314	56,112,062	54,800,263	56,824,085	54,929,814

(最終決算年度から7年間)

※1 地方譲与税等：(地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、丁戸場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金)

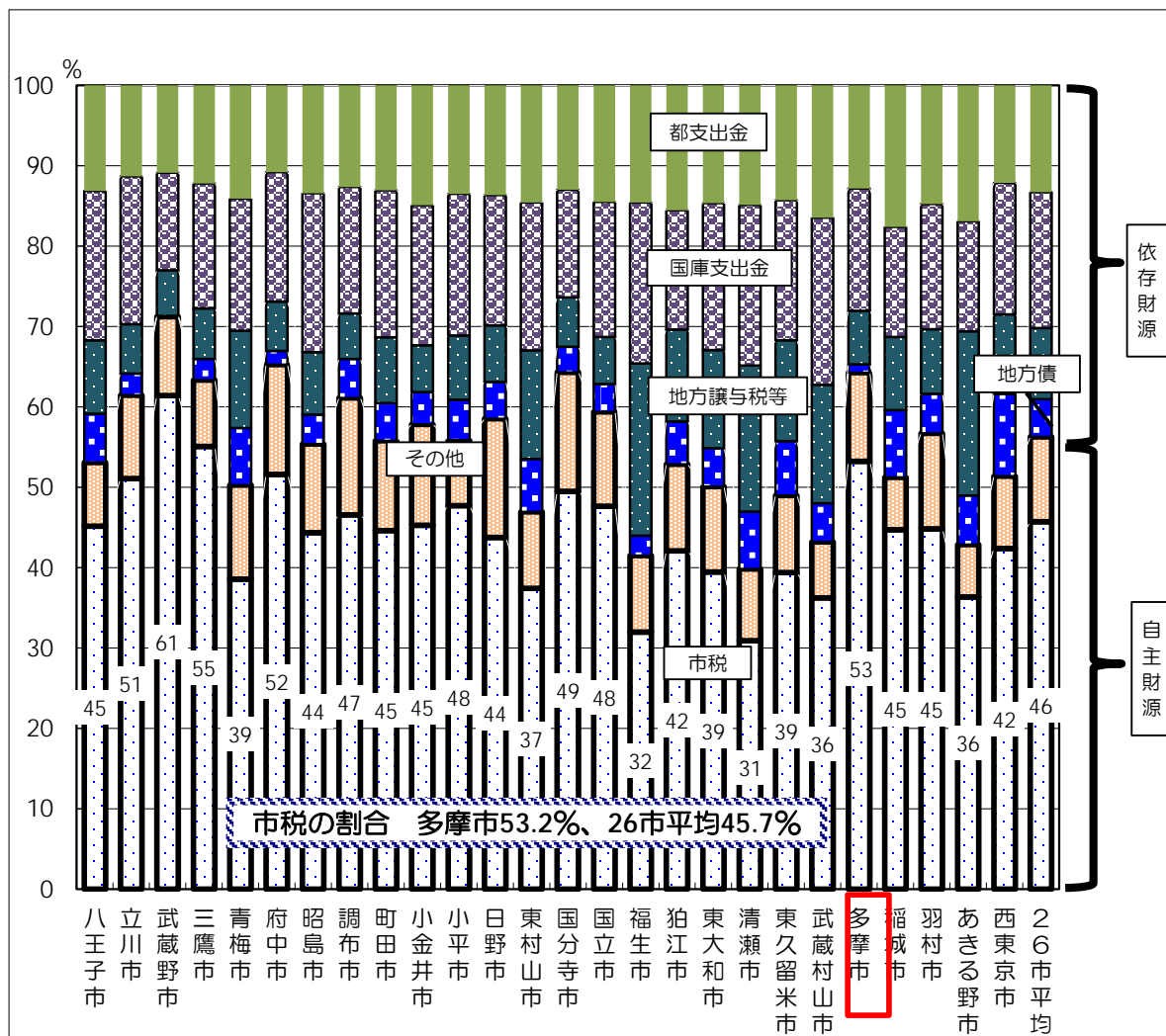
※2 その他：(分担金及び負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入)

### (3) 多摩市の歳入の構成と他市との比較

#### ①平成30年度 26市における歳入の構成

歳入には、市の税金と、国と都からの収入、また、銀行等からの借入や、施設の使用料等があります。多摩市は市税が53.2%で26市の平均45.7%と比べると7.5ポイント高く、分担金、使用料、手数料等も含めた自主財源の割合が64.2%を占めています。

自主財源比率は、昨年度と比べ1.3ポイント高くなっています。これは、都営住宅建設に伴う旧西愛宕小学校用地の売払収入が減ったことで自主財源である財産収入が3.1億円減少したものの、法人市民税の増などにより地方税が約6.1億円増加したことや母数となる歳入全体が約18.9億円減少したことなどが要因です。



(4) 引上げ分の地方消費税交付金収入額と充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率の引上げは、今後も増加が見込まれる「社会保障4経費その他社会保障施策※」の財源とするためのものであります。地方消費税交付金のうち、消費税率の引上げに係る収入については、以下の経費に充当しました。

単位：千円

1. 地方消費税交付金収入額

総額	うち一般財源分	うち社会保障財源分
2,667,494	1,429,575	1,237,919 <sup>①</sup>

2. 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

単位：千円

予算科目		事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源 <地方消費税交付金税率引上げ分 充当>	
			国都支出金	その他		
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	2,880,960	572,478	161,230	2,147,252
		障害者福祉費	4,575,287	3,167,632	36,965	1,370,690
		老人福祉費	3,274,745	284,676	2,363	2,987,706
		社会福祉施設費	217,562	13,000	1,000	203,562
		計	10,948,554	4,037,786	201,558	6,709,210
	児童福祉費	児童福祉総務費	397,023	50,997	23	346,003
		児童措置費	8,260,941	4,967,780	559,224	2,733,937
		母子福祉費	82,802	56,283	75	26,444
		児童福祉施設費	1,799,928	677,200	160,462	962,266
		計	10,540,694	5,752,260	719,784	4,068,650
	生活保護費	生活保護総務費	264,725	8,530		256,195
		扶助費	4,402,872	3,336,058		1,066,814
		計	4,667,597	3,344,588	0	1,323,009
国民年金費	国民年金総務費	30,735	30,735	0	0	
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	496,877	54,984	1,114	440,779
		予防費	585,773	48,105	28,666	509,002
	計	1,082,650	103,089	29,780	949,781	
合計		27,270,230	13,268,458	951,122	13,050,650 <sup>②</sup>	

対象経費の一般財源総額<sup>②</sup>13,050,650千円のうち、消費税率引上げ分<sup>①</sup>1,237,919千円を充当します。  
 (対象経費の一般財源総額には地方消費税交付金税率引き上げ分を充てられない人件費(1,853,378千円)及び事務費が含まれています。)

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」 ・生活保護 ・児童福祉 ・母子福祉 ・高齢者福祉

・障害者福祉(身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉) など

「社会保険」 ・国民健康保険 ・介護保険 ・年金 など

「保健衛生」 ・医療に係る施策 ・感染症その他の疾病の予防対策 ・健康増進対策 など

※一般会計の決算額で作成しています。

## (5) 収入未済額の状況

本来納められるべき市税や各種使用料などのうち、期限を過ぎても納められていないものを収入未済といいます。このほかにも、私費会計で扱う給食費の滞納もあります。

市では納税相談や納付相談を行うとともに、負担の公平からも徴収率向上の取り組みを続けています。平成22年度に全庁を挙げての取り組みとして庁内ワーキングチームを立ち上げ、総合的な収入未済の対策を検討しました。その成果のひとつとして平成24年度に制定した多摩市私債権等管理条例に基づき、統一したルールに沿った適正な管理により収入未済の縮減に努めています。また、平成29年度は生活保護費返納金について法務担当や関係所管課と連携した相続人調査を実施し、平成30年度はこれに基づき不納欠損の取組みを進めました。

### \*\*\* 一般会計及び特別会計の状況 \*\*\*

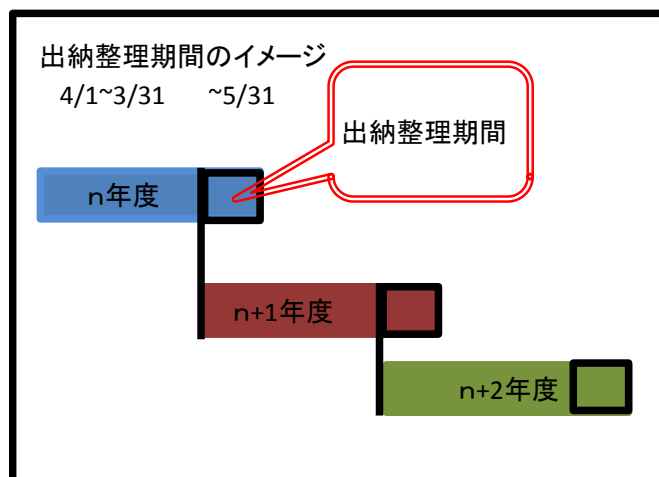
平成30年度末の一般会計及び特別会計の収入未済残高は約14.4億円で、前年度末と比べ、約0.6億円減少しました。主な要因として、国民健康保険税が被保険者数の減などにより約0.3億円減少したことや生活保護費返納金が取組みの成果などで約0.1億円減少したことなどが挙げられます。なお、取り組みを開始した平成22年度末時点と比べると約10.1億円減少しています。

会計	項目	金額(千円)
一般会計	小計	879,528
	市税	464,838
	児童福祉費負担金	9,846
	民生使用料	756
	住宅使用料	6,906
	物品売払収入	547
	諸収入	396,635
国民健康保険特別会計	小計	516,269
	国民健康保険税	516,097
	諸収入	172
介護保険特別会計	介護保険料	35,086
後期高齢者医療特別会計	医療保険料	12,103
合計		1,442,986

### \*\*\* 下水道事業会計の状況 \*\*\*

平成29年度・30年度は、一般会計からの補助金の一部を次年度の4月1日以降に収納していますが、平成30年度は事業費の増加で一般会計からの補助金額が増えたことなどにより下水道事業会計全体で収入未済額が約1.3億円増加しました。

会計	項目	金額(千円)
下水道事業会計	合計	454,725
	下水道使用料	195,128
	その他収入	259,597



### 【参考】出納整理期間

市では会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）中に確定した債権や債務を整理する期間として、出納整理期間（5月31日まで）が設けられています。

この期間に収納や支払いを行った額が当該年度の決算に反映され、この期間を過ぎても収納されなかったものが収入未済となります。

下水道事業会計は平成29年度から地方公営企業法を適用したため、出納整理期間がありません。そのため、3月31日までに収納されなかったものが収入未済となります。



〔コラム〕 ふるさとTAMA応援寄附金について

多摩市では、寄附文化の醸成を目的に「ふるさとTAMA応援寄附金」を受け付けています。また、ふるさと納税の制度を市の魅力や取り組みをPRする機会と捉え、制度を活用して市外在住者との接点を増やし、応援していただくきっかけづくりやシティセールスに利用していく方針としています。なお平成30年度は一部高額の寄附があり、前年と比較して寄附金総額が増額となりました。

頂いた寄附金については、寄附者の要望に沿って指定寄附金と一般寄附金に分類しており、原則として頂いた寄附金は当該年度の事業に活用しますが、活用の目途が立たないものは基金への積立などにより翌年度以降の事業に活用していきます。

寄附金の推移

単位：件、円

年度	件数	寄附金総額	内訳	
			指定寄附金	一般寄附金
平成26年度	31	2,448,000	755,000	1,693,000
平成27年度	149	10,610,009	400,000	10,210,009
平成28年度	199	12,549,683	6,516,571	6,033,112
平成29年度	277	12,295,000	7,307,000	4,988,000
平成30年度	289	64,693,309	8,177,000	56,516,309

多摩市民のふるさと納税額の推移

単位：人、千円

年度	人数	寄附金額	税額控除額
平成26年度	254	18,411	5,885
平成27年度	667	47,312	17,342
平成28年度	2,027	180,204	81,092
平成29年度	3,575	321,930	145,803
平成30年度	4,603	451,710	203,880

\*\*\*\*\*頂いた寄附金の活用例\*\*\*\*\*



小学校のドラムセット



子育て支援拠点施設遊具



【平成30年度に頂いた指定寄附金の活用】

活用年度	寄附金額	事業名	用途
平成30年度	1,000,000	予防接種事業	子ども達のワクチン接種
令和元年度 活用予定 (当初予算)	750,000	公園管理経費	歩きやすい街づくりのための設備(ベンチ等)の充実
	280,000	文化財保護事業	市内文化財めぐりコースの環境整備
	345,000	児童館運営事業	地域子育て支援拠点の充実
	505,000	子育てサポート事業	地域子育て支援拠点の充実
	465,000	図書購入事業	多摩市立図書館の児童向け図書の充実
	220,000	教育指導経費	小・中学校の音楽関係の備品(楽器等)の充実
	120,000	観光事業	来街につながる地域の活性化や観光振興
	205,000	児童館・学童クラブ管理経費	地域スポーツ環境の充実
	1,500,000	成人保健対策事業	癌検診の充実
	100,000	放置自転車等対策事業	道路の景観の美化活動
	160,000	特別支援学級運営費	特別支援校への支援
	令和2年度以 降活用予定	225,000	公園管理経費
315,000		子育てサポート事業	地域子育て支援拠点の充実
35,000		図書購入事業	多摩市立図書館の児童向け図書の充実
780,000		公園管理経費	公園遊具のリニューアル
175,000		観光事業	来街につながる地域の活性化や観光振興
787,000		都市計画に関する基本的な方針推進事業	多摩センター駅周辺地区の魅力アップにつながる環境整備
110,000		避難所運営事業	地域防災活動の支援
20,000		農林業費	農業振興
80,000	特別支援学級運営費	特別支援校への支援	
合計	8,177,000		

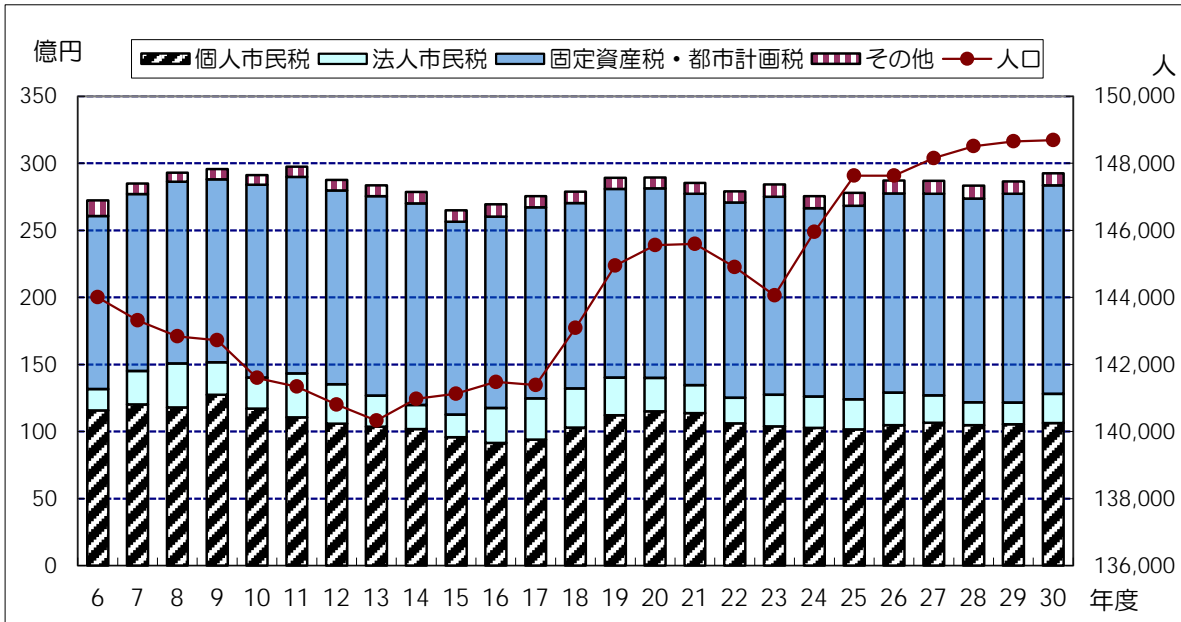
【平成30年度に頂いた一般寄付金の活用例】

健幸まちづくり推進事業、子ども若者育成支援事業、地域生活支援事業、公園管理経費、災害対策経費

### 3 市税の推移

#### (1) 市税の内訳はどうなっているのか

歳入の中で大きなウェイトを占める「市税」の内訳は次のとおりです。



単位：千円

年度	24	25	26	27	28	29	30
個人市民税	10,272,133	10,158,497	10,465,203	10,644,679	10,463,702	10,540,760	10,624,891
法人市民税	2,323,225	2,245,199	2,416,323	2,033,260	1,701,875	1,616,466	2,181,601
固定資産税・都市計画税	14,041,001	14,409,132	14,861,586	15,043,209	15,198,836	15,572,079	15,551,213
その他	896,300	979,568	973,445	962,208	952,791	900,538	879,824
合計	27,532,659	27,792,396	28,716,557	28,683,356	28,317,204	28,629,843	29,237,529
人口	145,950	147,627	147,633	148,155	148,511	148,654	148,691

(最終決算年度から7年間)

～歳入：市税は歳入の基本～

市税は平成11年度にピークを迎えたあとは平成15年度まで減少を続けました。その後、国からの税源移譲や法人市民税の一部国税化といった税制改正や景気変動の影響を受け、増減を繰り返しながら、ピーク時の水準に戻りつつあります。市税の主体は、平成5年度までは個人市民税でしたが、それ以降は固定資産税へと変わっています。

平成30年度の市税収入を前年度と比較すると、法人市民税は一部企業の業績動向による影響を受け5.7億円の増収、個人市民税は新築マンションへの転入者の増加などの影響を受け0.8億円の増収となりました。一方、固定資産税・都市計画税は評価替えによる影響を受け、0.2億円の減収となったものの市税全体では6.1億円の増収となりました。

## (2) 都市計画税の収入額と充当事業

### 1. 都市計画税の収入・税率

単位：千円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
都市計画税収入 ①	1,707,069	1,706,683	1,718,994	1,734,181	1,728,154
都市計画税税率	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%	0.20%

### 2. 充当事業

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
起債償還額	公園整備事業	原峰公園	24,510	24,510	24,510	24,510	23,452
	下水道整備事業	公債費	55,234	53,309	51,232	49,201	46,446
	区画整理事業	東寺方坂下区整用地	10,495	10,495	10,495	10,495	10,495
		関戸古茂川区整事業	37,205	37,205	37,205	37,205	37,205
	廃棄物処理施設整備事業	資源化センター	66,524	/	/	/	/
	その他	モノレール	94,618	94,618	94,618	94,618	94,618
小計			288,586	220,137	218,060	216,029	212,216
負担金等	市街地再開発事業	桜ヶ丘ヴィータ保留床買取	304,772	299,469	294,167	288,864	283,561
	廃棄物処理施設整備事業	資源化センター	83,007	83,010	83,013	83,015	83,018
		NT環境組合二期施設	261,679	230,887	165,152	/	/
		たま広域エココメント	63,396	63,395	63,759	60,925	60,925
小計			712,854	676,761	606,091	432,804	427,504
事業費	公園整備事業	和田緑地	4,994	/	/	/	/
		みゆき川公園	18,496	/	/	/	/
		鶴牧西公園	22,376	/	/	/	/
		大栗橋公園	37,609	45,000	/	/	/
		永山北公園	70,299	38,565	/	/	/
		永山南公園	/	113,000	/	/	/
		宮之下公園	/	/	/	47,501	/
		多摩東公園	/	/	/	/	39,700
	道路整備事業	東寺方雨水排水樋管整備事業	171,868	166,922	/	/	/
		雨水管渠更生等補修工事	/	/	70,062	91,953	18,071
		雨水管新設・更新事業	/	/	/	/	137,822
	複合文化施設等大規模改修事業	多摩センター大橋外2橋耐震補強・補修工事	/	36,715	/	/	/
		道路橋りょう管理経費	/	/	/	/	54,534
	複合文化施設等大規模改修事業	複合文化施設等大規模改修工事	/	/	/	/	71,280
資源化センター管理運営事業	資源化センタープラント設備改修工事	/	/	/	/	167,191	
小計			325,642	400,202	70,062	139,454	488,598
充当事業費等合計 ②			1,327,082	1,297,100	894,213	788,287	1,128,318
都市計画基金充当額 ①-②			379,987	409,583	824,781	945,894	599,836

※ 目的税である都市計画税については、事業費への充当額を超えた分について多摩市都市計画基金に積み立てています。都市計画基金への積立額は、調定額や徴収率の変動による税収の増減、契約等に伴う事業費の増減等により、差し引き額に変動が生じる場合は、市税や事業費の補正にあわせて積立額を補正します。また、決算の確定に伴う調整は翌年度の補正予算に計上します。

### (3) 東日本大震災を踏まえた緊急防災・減災事業について（復興増税の使途）

東日本大震災を踏まえて、市が実施する緊急防災・減災事業に要する費用の財源を確保するため、いわゆる復興増税として、平成26年度から35年度までの間に限り、個人市民税均等割の税額に500円が加算されます。

（市民税、都民税を合わせて1,000円の負担となります。）

#### 1. 復興特別税の収入額 単位：千円

	調定額	収入額
現年分	38,237	37,736

#### 2. 充当事業

単位：千円

	事業費 (D)	特定財源 (E)	一般財源 <市民税均等 割加算額> (F=D-E)	備考
消防施設器具管理経費	104,532	95,800	8,732	消防団第2・第9分団器具置場建替工事、第3分団器具置場改修設計及び工事を行いました。
災害対策用資器材整備事業	3,348	0	3,348	避難所設営用資器材を購入し、各避難所に配備しました。
橋りょう維持管理経費	247,159	125,750	121,409	橋りょうの耐震補強・補修に係る設計及び工事を行いました。
公債費	24,324	0	24,324	平成25～27年度に起債した全国防災事業債、緊急防災・減災事業債に係る元利償還金に充当しました。 （風の橋等橋りょう耐震補強工事及び実施設計、小中学校体育館天井改修工事、多摩中学校高天井耐震改修工事、防災無線デジタル化事業等）
充当事業費等合計	379,363	221,550	157,813	

※充当事業の一般財源 157,813千円のうち、37,736千円がいわゆる復興増税分で賄われています。

## 4 歳出の状況 ～収入（歳入）の使い道はどうなっているのか～

普通会計の歳出には、「目的別」と「性質別」という2つの分類方法があります。

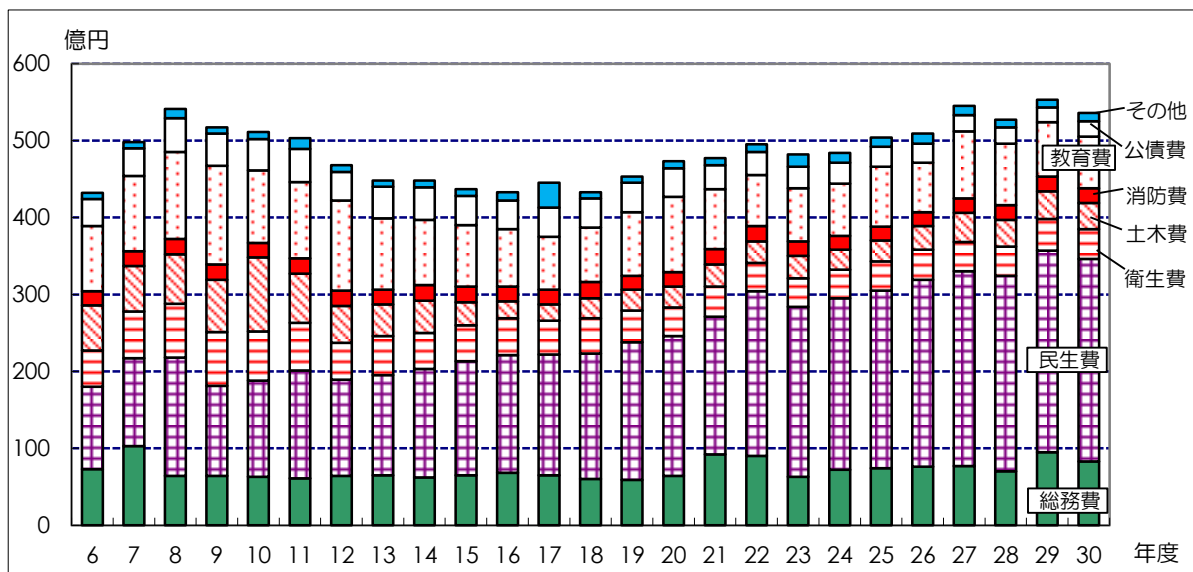
○目的別：その歳出経費が何のために使われたかを行政目的で分類するもの  
議会費、総務費、民生費、衛生費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費、公債費など。

○性質別：その歳出経費がどのような内容に使われたかによって分類するもの  
人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金・貸付金、繰出金、普通建設事業費など。

### (1) 目的別経費の推移 ～どのような目的に使われたのか～

#### ①目的別経費の推移

歳出における目的別経費の推移は、次のとおりです。



単位：千円

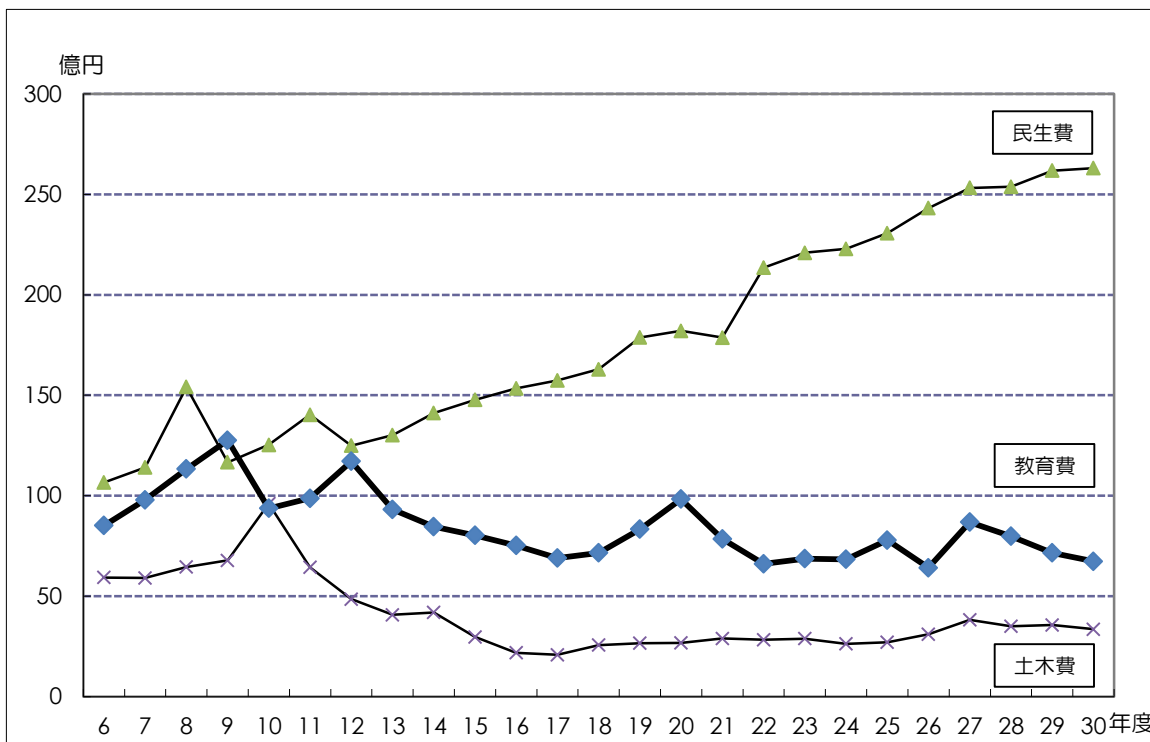
年度	24	25	26	27	28	29	30
総務費	7,189,090	7,373,594	7,636,101	7,708,975	7,042,256	9,449,193	8,339,985
民生費	22,281,351	23,066,952	24,311,345	25,323,196	25,370,186	26,177,904	26,313,475
衛生費	3,749,503	3,832,149	3,885,875	3,774,727	3,833,306	4,123,538	3,845,291
土木費	2,627,353	2,710,700	3,095,256	3,822,168	3,496,234	3,556,891	3,352,332
消防費	1,786,998	1,781,448	1,843,562	1,922,105	1,848,626	1,849,357	1,882,486
教育費	6,828,163	7,783,265	6,410,640	8,675,301	7,975,353	7,145,661	6,732,228
公債費	2,680,491	2,587,758	2,458,794	2,075,302	2,104,564	1,945,048	2,022,312
その他	1,278,435	1,197,364	1,291,590	1,227,700	1,040,771	1,008,566	1,096,520
決算総額	48,421,384	50,333,230	50,933,163	54,529,474	52,711,296	55,256,158	53,584,629

(最終決算年度から7年間)

- 総務費 = 市役所庁舎の管理やIT化などの経費、コミュニティセンター等に係る経費、税金の賦課徴収経費、戸籍や選挙費用等に係る経費
- 民生費 = 保育園や児童館、生活保護や障がい者・高齢者などの福祉に係る経費
- 衛生費 = ごみやし尿の処理、健康に係る経費
- 土木費 = 都市計画や道路橋りょう、公園等に係る経費
- 消防費 = 防災・消防に係る経費
- 教育費 = 学校教育、社会教育（図書館や公民館、文化財保護など）、生涯学習（文化スポーツ振興など）に係る経費、認定子ども園に係る経費
- 公債費 = 借金の返済に係る経費

## ②主な目的別経費の推移

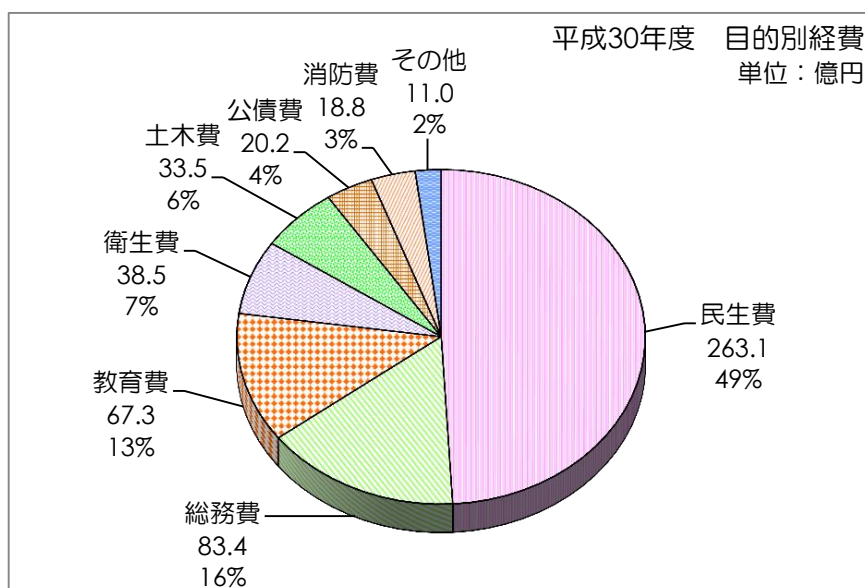
歳出の中で高い割合を占めている民生費と教育費、そして過去において高い割合だった土木費の推移をみてみましょう。



社会保障経費が多くを占める民生費は、引き続き増加しています。これは、臨時福祉給付金給付事業の終了に伴う減があったものの、障害福祉サービス費の増加や、(仮称)都営住宅合築福祉施設の建設工事費が増加したことなどが要因です。後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金も引き続き増加しており、民生費の増加はしばらく続くものと考えられます。

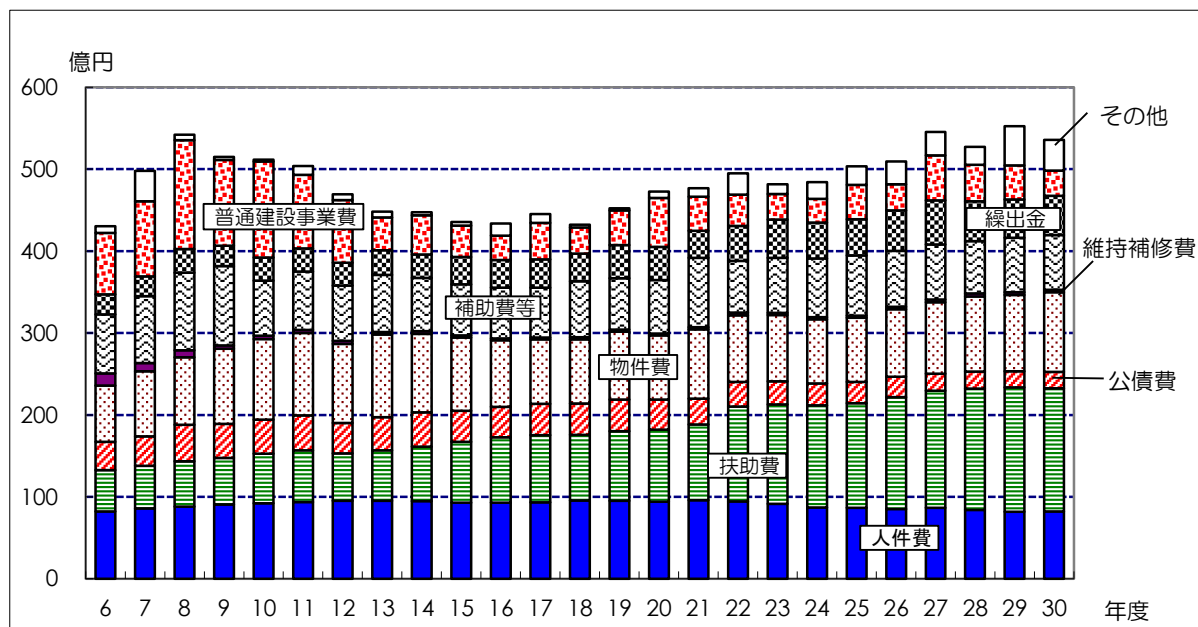
ニュータウン開発時には、道路、橋りょう、公園などの整備が急速に進められました。また、開発に伴う人口急増により、小・中学校などの施設整備も集中して行なったため、土木費と教育費が歳出の中で高い割合を占めていました。現在は整備から、耐震化・老朽化による改修や補修などに移行しています。

なお、前年と比べ急増している年がありますが、民生費の平成8年度は総合福祉センター建設等によるもの、11年度は翌年度の介護保険制度導入に係る経費等によるもの、22年度は子どものための手当の拡充や生活保護費の増加によるものです。教育費の20年度は多摩第一小学校、27年度は多摩第二小学校の建替えによるもので、それぞれ、臨時的に支出されたものです。



## (2) 性質別経費の推移と他市との比較 ～どのような内容に使われたのか～

### ①性質別経費の推移



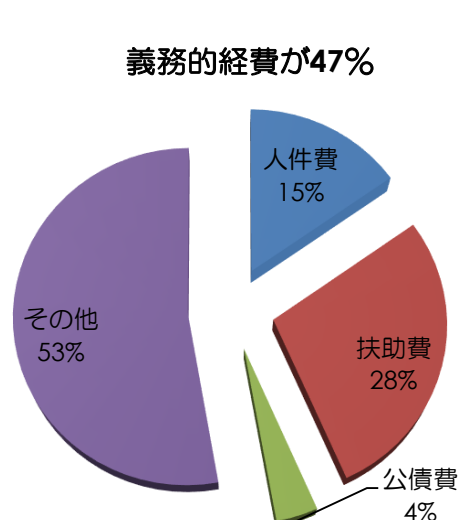
単位：千円

年度	24	25	26	27	28	29	30
人件費	8,703,948	8,653,336	8,517,042	8,658,324	8,406,395	8,165,896	8,213,274
扶助費	12,455,704	12,789,300	13,671,478	14,299,101	14,797,477	15,214,163	15,028,199
公債費	2,680,491	2,587,758	2,458,794	2,075,302	2,104,564	1,945,048	2,022,312
物件費	7,829,105	7,834,515	8,246,130	8,709,212	9,169,969	9,327,162	9,723,838
維持補修費	274,539	278,037	297,359	348,818	357,024	322,133	284,847
補助費等	7,156,692	7,336,478	6,833,895	6,737,640	6,386,040	6,664,488	6,692,622
繰出金	4,374,885	4,414,104	4,941,152	5,356,615	4,844,574	4,670,872	4,803,839
普通建設事業費	2,887,646	4,184,734	3,178,752	5,519,348	4,481,474	4,166,070	3,071,658
その他	2,058,374	2,254,968	2,788,561	2,825,114	2,163,779	4,780,326	3,744,040
決算総額	48,421,384	50,333,230	50,933,163	54,529,474	52,711,296	55,256,158	53,584,629

(最終決算年度から7年間)

義務的経費とは、支出が義務的で、任意には削減できない経費のことを言います。歳出のうち特に人件費、扶助費、公債費のことを狭義の義務的経費といいます。これらの割合が高いほど財政の硬直度高まるとされており、新しい行政需要に対応することが難しくなります。平成30年度の決算総額に占める義務的経費の割合は約47%です。

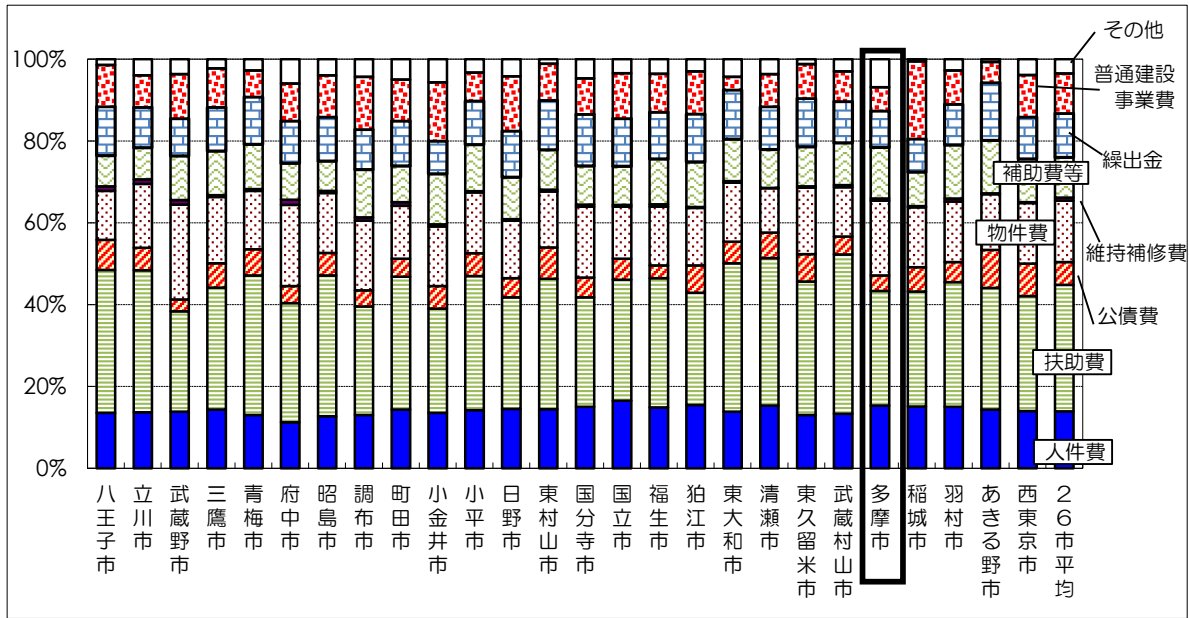
- ★人件費＝ 職員の給与や議員、委員等の報酬等
- ★扶助費＝ 生活保護費や障害者総合支援法の給付費などの福祉・医療に係る経費
- ★公債費＝ 借金の返済に係る経費
- 物件費＝ 臨時職員賃金や旅費、消耗品などの需用費、原材料費、使用料や委託料など
- 維持補修費＝ 施設や道路などを維持するための経費（増改築等は含まれない）
- 補助費等＝ 補助金や交付金、一部事務組合への負担金など
- 繰出金＝ 一般会計から特別会計に支出される経費
- 普通建設事業費＝ 施設建設や道路新設などの建設事業費で、いわゆる社会資本の形成となるもの





②平成30年度 26市における性質別経費の割合 その1

平成30年度の26市における性質別経費を決算総額に対する割合で示したものです。

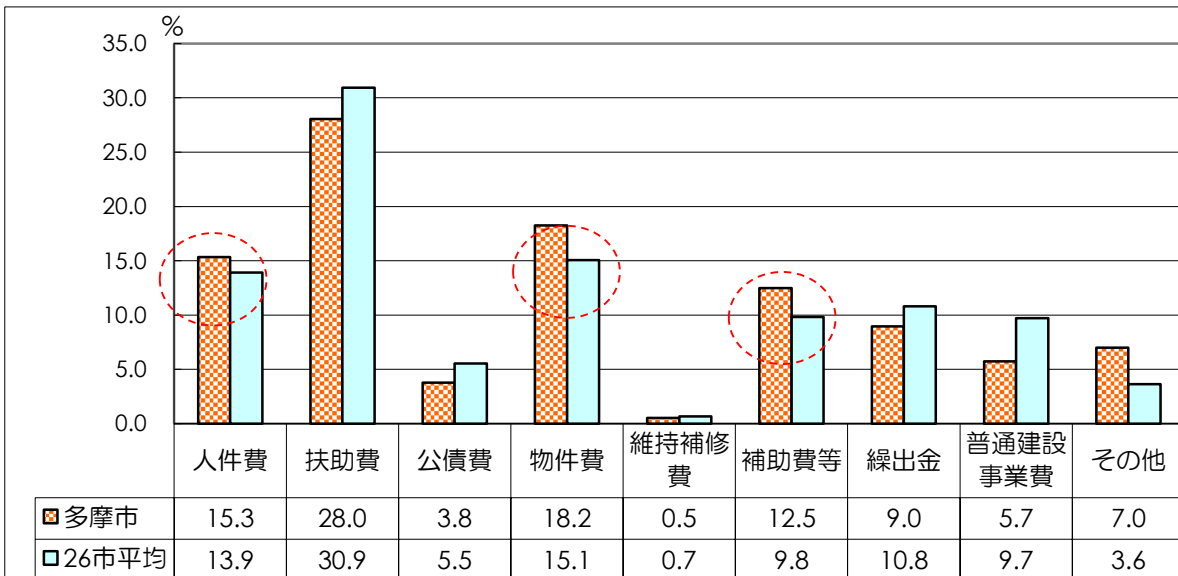


単位：千円、%

		人件費	扶助費	公債費	物件費	維持補修費	補助費等	繰出金	普通建設事業費	その他	決算総額
多摩市	決算額	8,213,274	15,028,199	2,022,312	9,723,838	284,847	6,692,622	4,803,839	3,071,658	3,744,040	53,584,629
	構成比	15.3	28.0	3.8	18.2	0.5	12.5	9.0	5.7	7.0	100.0
26市平均	決算額	8,249,904	18,330,304	3,276,355	8,933,581	403,195	5,816,796	6,402,017	5,753,844	2,101,276	59,267,272
	構成比	13.9	30.9	5.5	15.1	0.7	9.8	10.8	9.7	3.6	100.0

③平成30年度 26市における性質別経費の割合 その2

②で示した性質別経費の決算総額に対する割合を性質別に多摩市と26市平均を並べて示したものです。

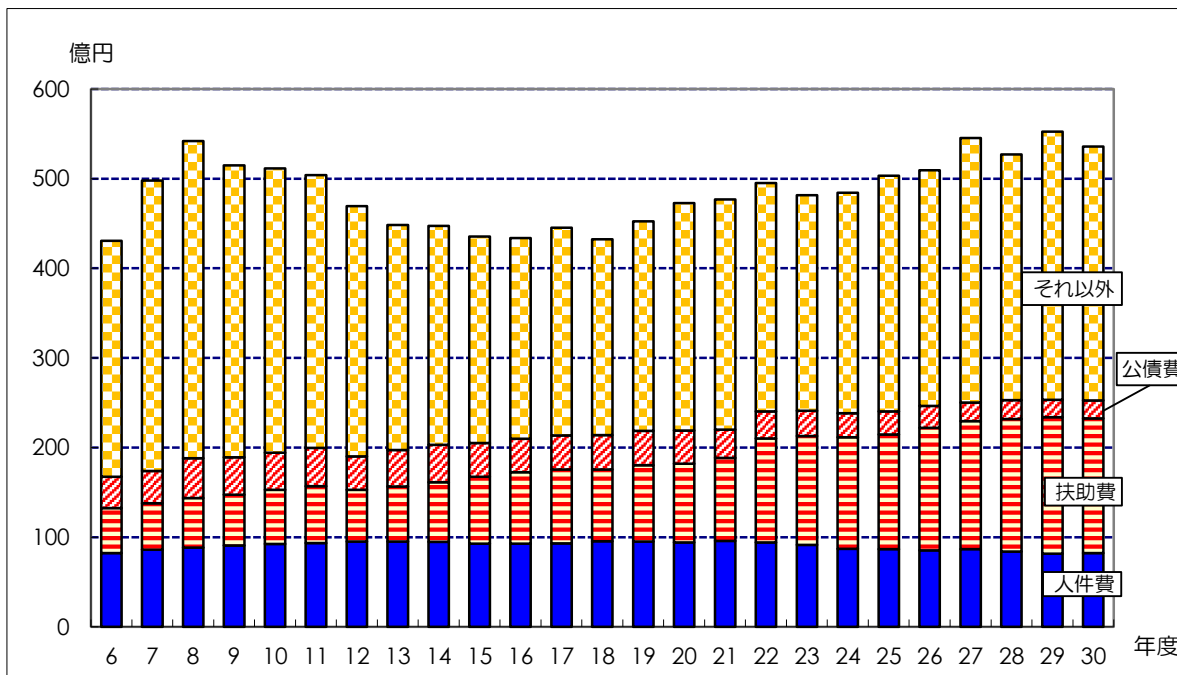


他市との比較で、多摩市は人件費や物件費、補助費等の割合が大きいことが分かります。54ページ(3)、61ページ(6)、62ページ(7)の性質別経費の分析で、それぞれの経費について説明しています。また、その他の割合が大きい理由は主に基金への積立金ですが、積立金については66ページ以降で説明しています。

#### ④義務的経費の推移

人件費、扶助費、公債費の合計を義務的経費と言います。このグラフは、歳出を「義務的経費」と「それ以外」に分けて示したものです。扶助費の増加に伴い義務的経費が高い水準で推移しているのがわかります。

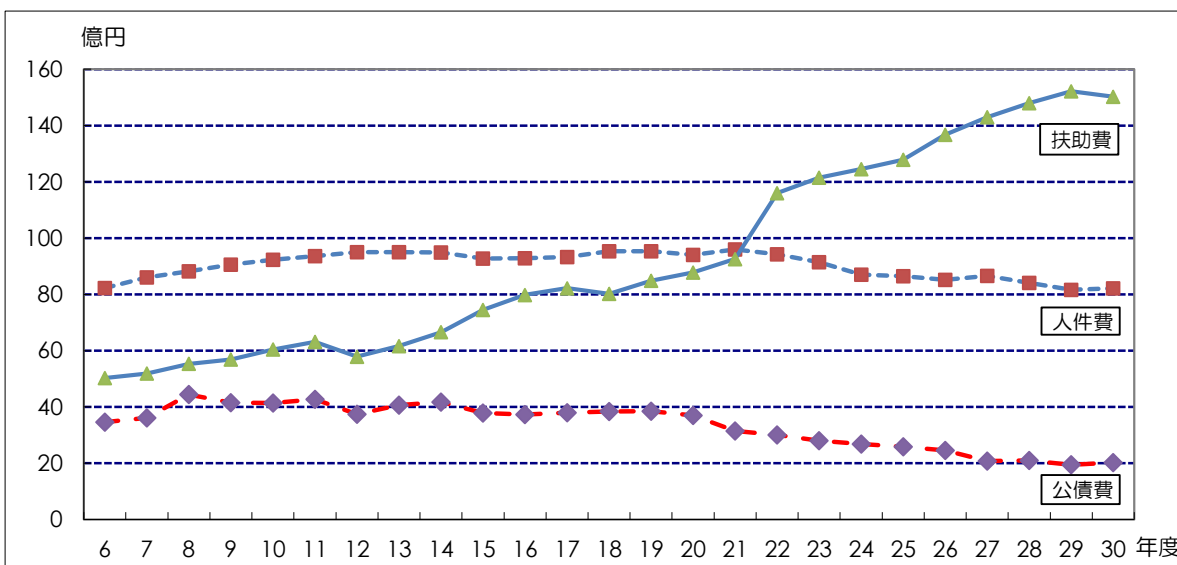
これらの経費は、法令の規定やその性質上、支出が義務付けられているため、任意には削減しにくいものです。この経費が年々増加傾向にあることは、財政の硬直化の要因になっています。



#### ⑤義務的経費の内訳の推移

義務的経費の内訳を別々に示したものです。

義務的経費のうち人件費と公債費は、様々な取り組みによって減少しましたが近年は横ばいです。一方、扶助費は平成30年度は臨時福祉給付金給付事業の終了に伴い減少に転じましたが、障がい者福祉に係る扶助費の増などで実質的には増加しています。

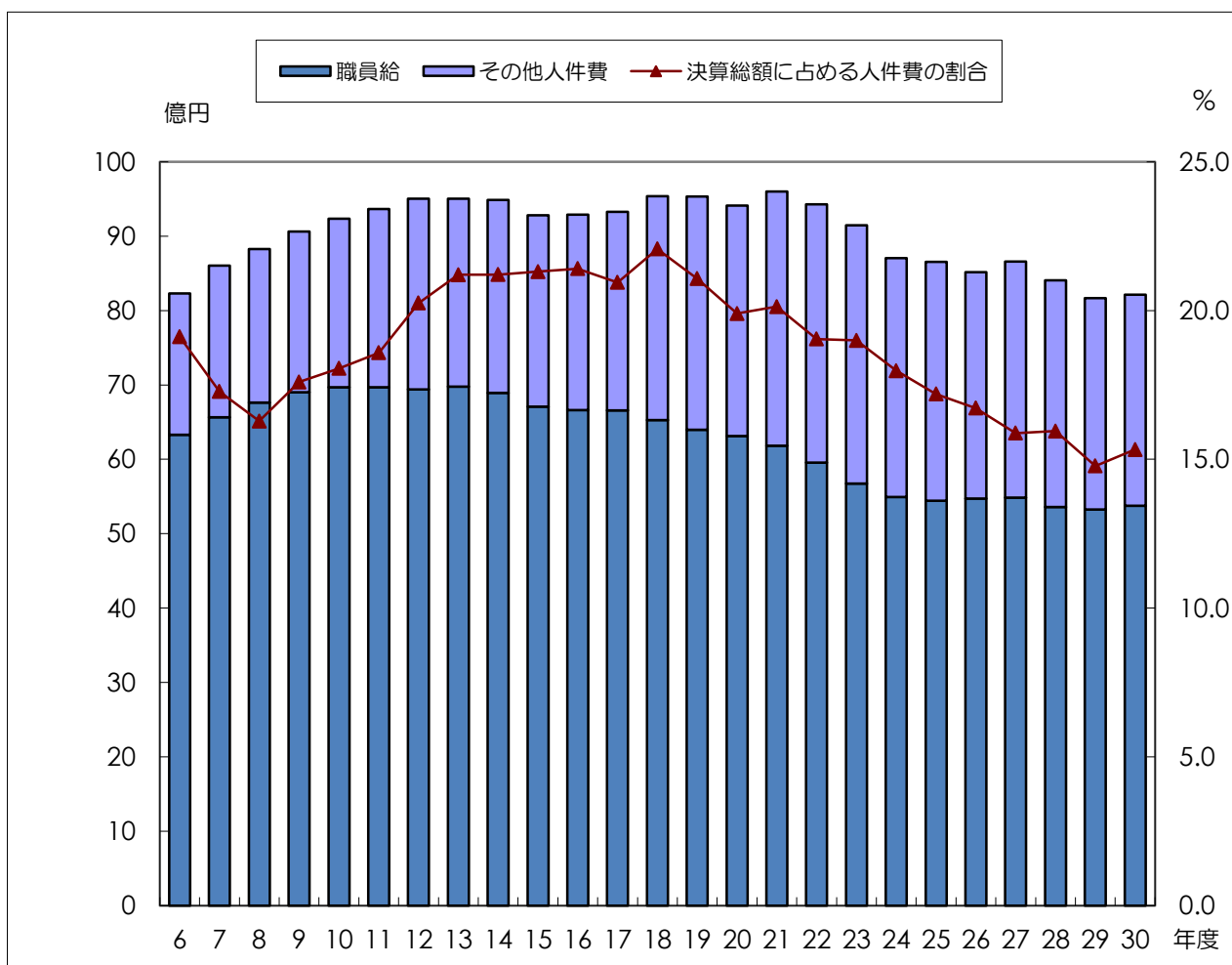


### (3) 性質別経費の分析：人件費

#### ①人件費と決算総額に占める割合の推移

人件費は、平成29年度と比べて約0.5億円増加し、約0.6%の微増となっています。これは、②で示すとおり、職員数の増加によるものと考えられます。

職員給は、過去には業務の見直し等の取り組みや、職員の平均年齢の低下により減少傾向にありましたが、近年は業務量の増加から、横ばいとなっています。



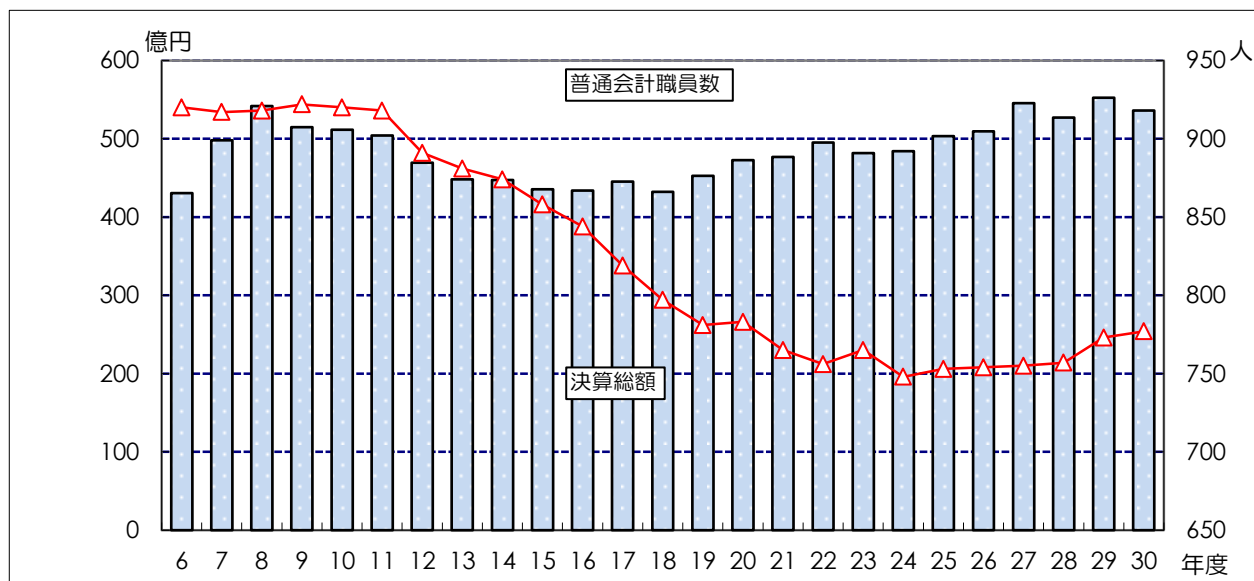
単位：千円、%

年度	24	25	26	27	28	29	30
人件費	8,703,948	8,653,336	8,517,042	8,658,324	8,406,395	8,165,896	8,213,274
決算総額に占める割合	18.0	17.2	16.7	15.9	15.9	14.8	15.3

(最終決算年度から7年間)

## ②多摩市の職員数の推移

外部委託等、業務の見直しにより、職員数は減少傾向にありましたが、近年は超高齢化社会等への取り組みを行うため、業務量の増加等により、微増傾向となっています。



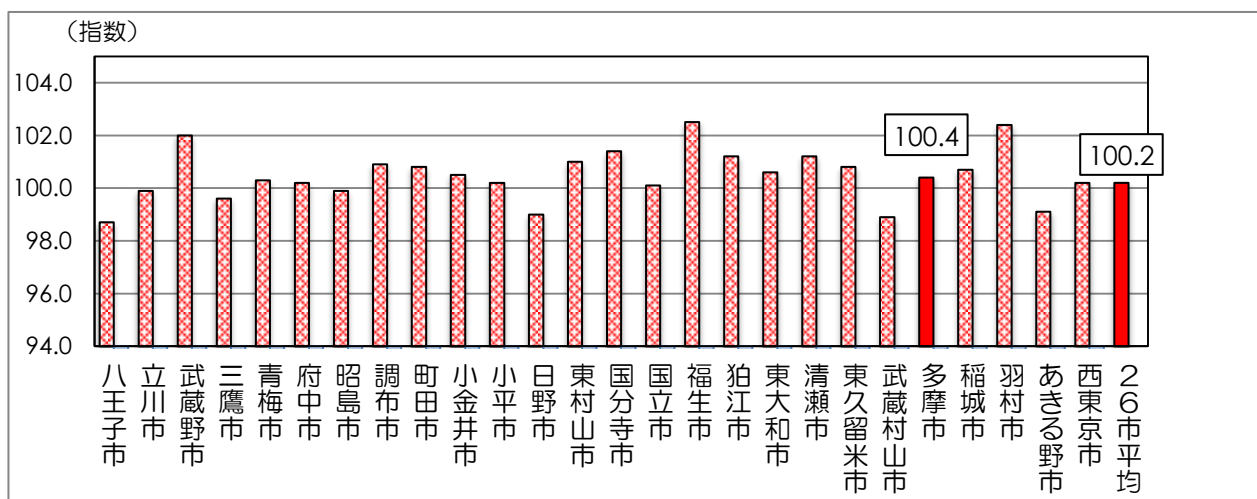
単位：千円、人

年度	24	25	26	27	28	29	30
決算総額	48,421,384	50,333,230	50,933,163	54,529,474	52,711,296	55,256,158	53,584,629
普通会計職員数	748	753	754	755	757	773	777

(最終決算年度から7年間)

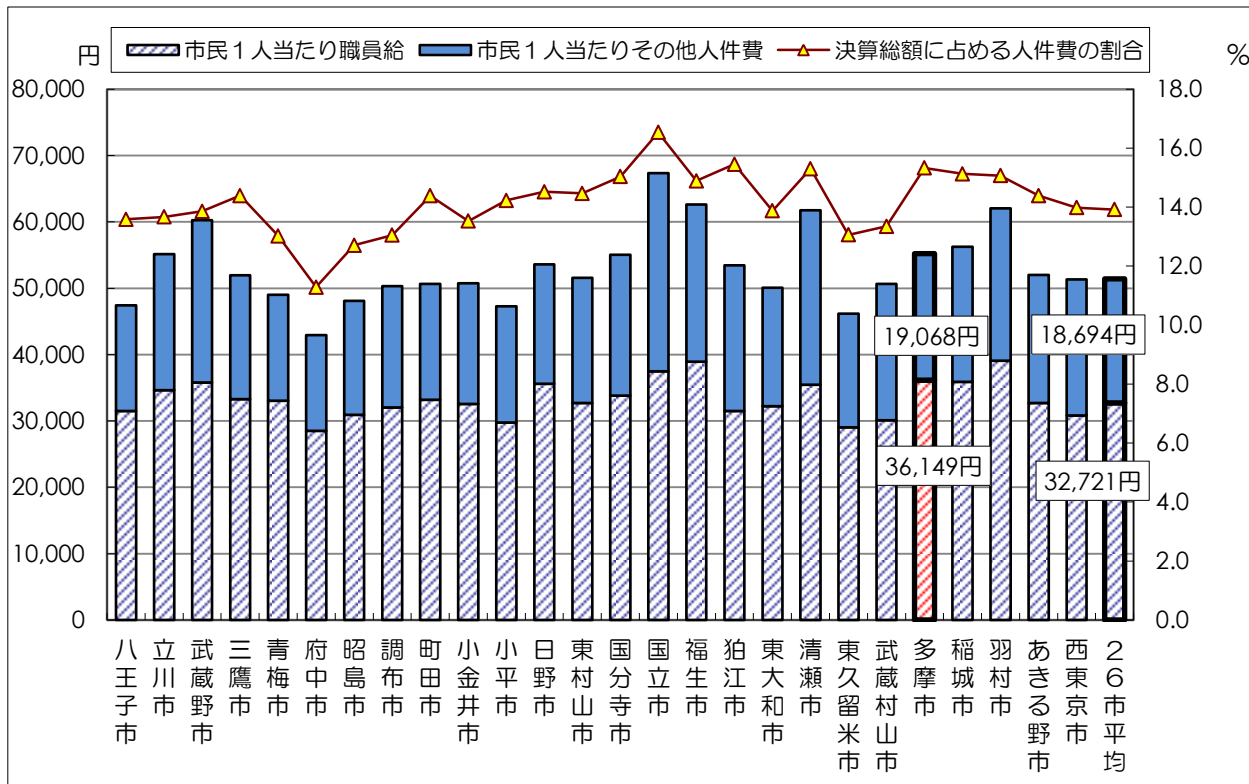
## ③平成30年度 26市におけるラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、国の給与水準を100とした場合の当該団体の給与水準を表したものです。平成30年度は、26市中13位となっています。



④平成30年度 26市における市民1人当たりの人件費と決算総額に占める割合

市民1人当たり人件費は26市中で高い方から7位、市民1人当たり職員給は、26市中で高い方から4位となり、26市平均と比べて高くなっています。これは⑤で示すとおり、職員の平均年齢が高いこと等が要因と考えられます。

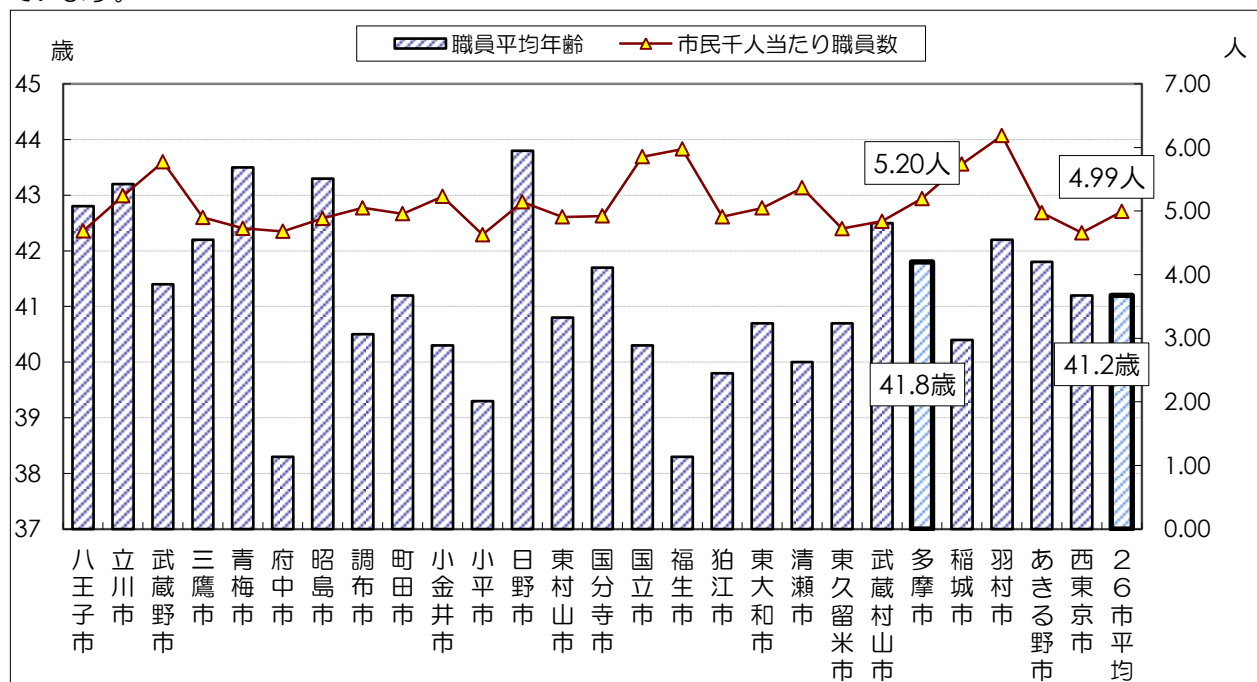


⑤平成30年度 26市における職員平均年齢と市民千人当たり職員数

多摩市はニュータウンの整備に伴い急速に発展したため、この時期に多くの職員を雇用しました。その世代の年齢が平均年齢に大きく作用し、26市で9番目に平均年齢が高くなっています。

また、市民千人当たりの職員数は、26市平均より多くなっています。

平均年齢が高いこと等が、平均給与の高いことにもつながり、26市の中でも平均給与が高い要因となっています。



※ 職員数は総務省の「平成30年地方公共団体定員管理調査結果（平成30年4月1日現在）」を基に作成

※ 職員平均年齢数は総務省の「給与・定員等の調査結果」を基に作成

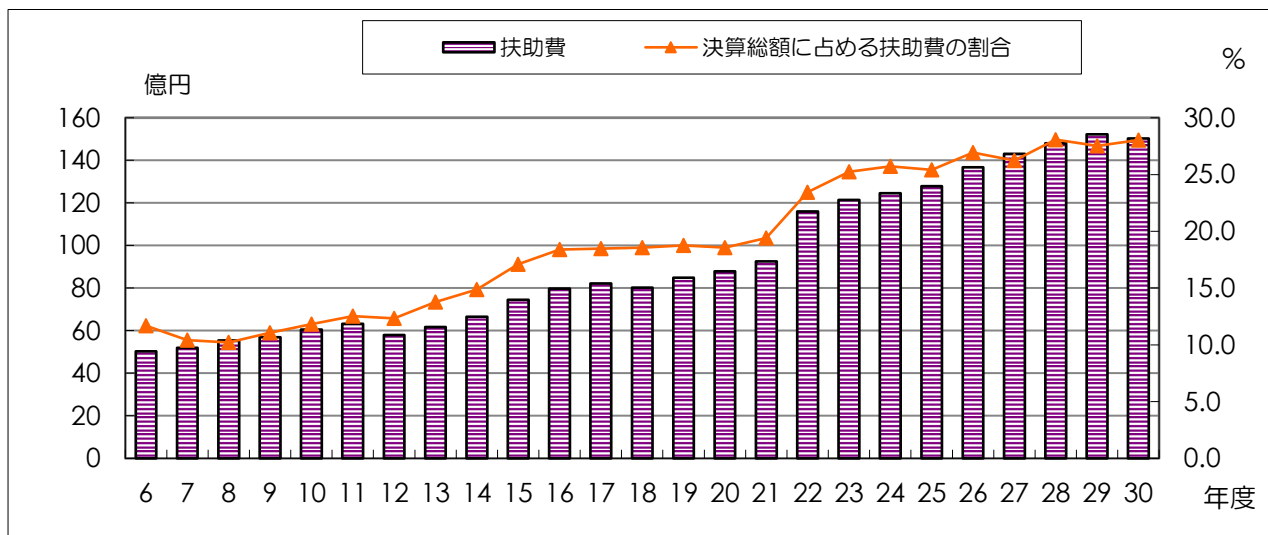
## (4) 性質別経費の分析：扶助費

### ① 扶助費と決算総額に占める割合の推移

扶助費とは、生活保護費や障害者総合支援法の給付費などの福祉、医療に係る経費のことです。

近年急増しておりますが、平成30年度は約1.9億円減少しました。主な要因は、障害福祉サービス費が引き続き増加したことで障がい者自立支援推進事業が1.4億円増加したものの、臨時福祉給付金給付事業の終了により約2.8億円減少したことや、児童数の減少により児童手当にかかる扶助費が約0.4億円減少したことなどが挙げられます。

扶助費の総額は、平成17・18年度に保育所運営費（現子どものための保育給付費）の性質区分を段階的に補助費等に変更したため、一時的に増加が止まりましたが、平成22年度以降は、子ども手当制度（現児童手当制度）の開始や生活保護費、障害福祉サービス費の増により再び大きく増加しています。



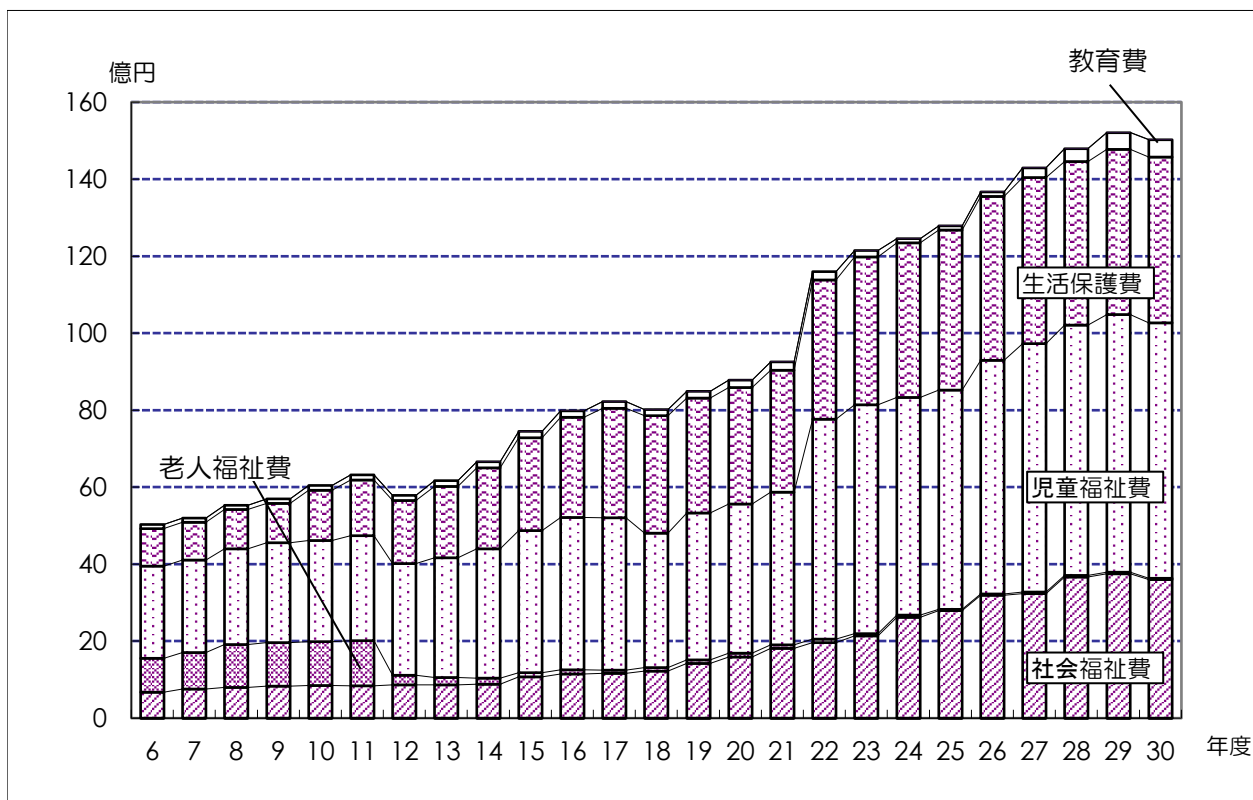
単位：千円、%

年度	24	25	26	27	28	29	30
扶助費	12,455,704	12,789,300	13,671,478	14,299,101	14,797,477	15,214,163	15,028,199
決算総額に占める割合	25.7	25.4	26.9	26.2	28.1	27.5	28.0

(最終決算年度から7年間)

## ②扶助費の内訳の推移

平成12年度の老人福祉費、平成17・18年度の児童福祉費、平成19年度の生活保護費など、項目の振り替えにより一時的に減少しているものもありましたが、平成22年度の児童福祉費の制度改正に伴う増など、全体的に増加傾向が続いています。平成30年度は、臨時福祉給付金給付事業の終了により社会福祉費が、児童数の減少に伴う児童手当、児童扶養手当等の減少により児童福祉費がそれぞれ減少しています。



単位：千円

年度	24	25	26	27	28	29	30
社会福祉費	2,622,872	2,789,984	3,194,167	3,236,933	3,668,064	3,750,545	3,597,671
老人福祉費	51,377	35,077	35,423	38,158	39,786	40,687	39,345
児童福祉費	5,657,931	5,699,402	6,067,158	6,449,300	6,499,414	6,690,452	6,633,455
生活保護費	4,010,665	4,150,855	4,256,727	4,316,532	4,248,777	4,292,711	4,300,261
教育費	112,782	109,140	112,601	250,906	336,652	433,699	449,351
その他	77	4,842	5,402	7,272	4,784	6,069	8,116
計	12,455,704	12,789,300	13,671,478	14,299,101	14,797,477	15,214,163	15,028,199

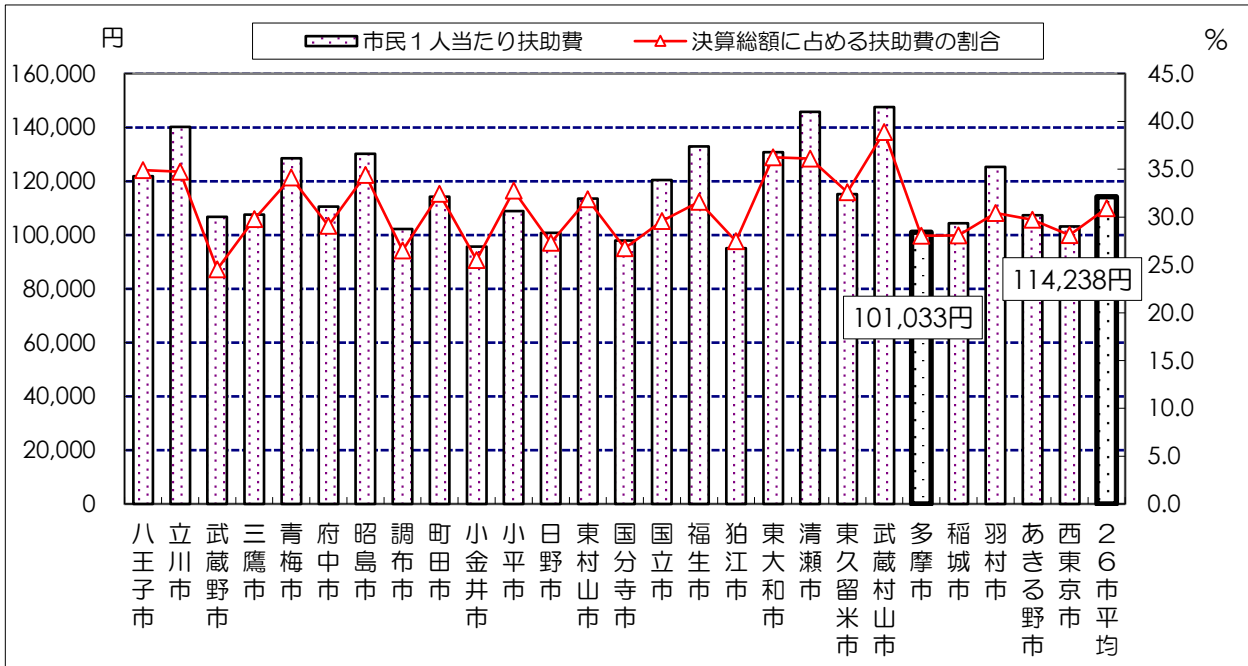
(最終決算年度から7年間)

- 社会福祉費＝ 障害者総合支援法の給付費などの福祉に係る経費
- 老人福祉費＝ 高齢者への生活支援など、高齢者福祉に係る経費
- 児童福祉費＝ 保育に係る給付費や児童手当など、子育てに係る経費
- 生活保護費＝ 生活困窮者に対する保護に係る経費
- 教育費＝ 幼稚園等に係る給付費や給食費援助、就学援助費など、教育に係る経費
- その他＝ 災害救助に係る経費や母子衛生などに係る経費



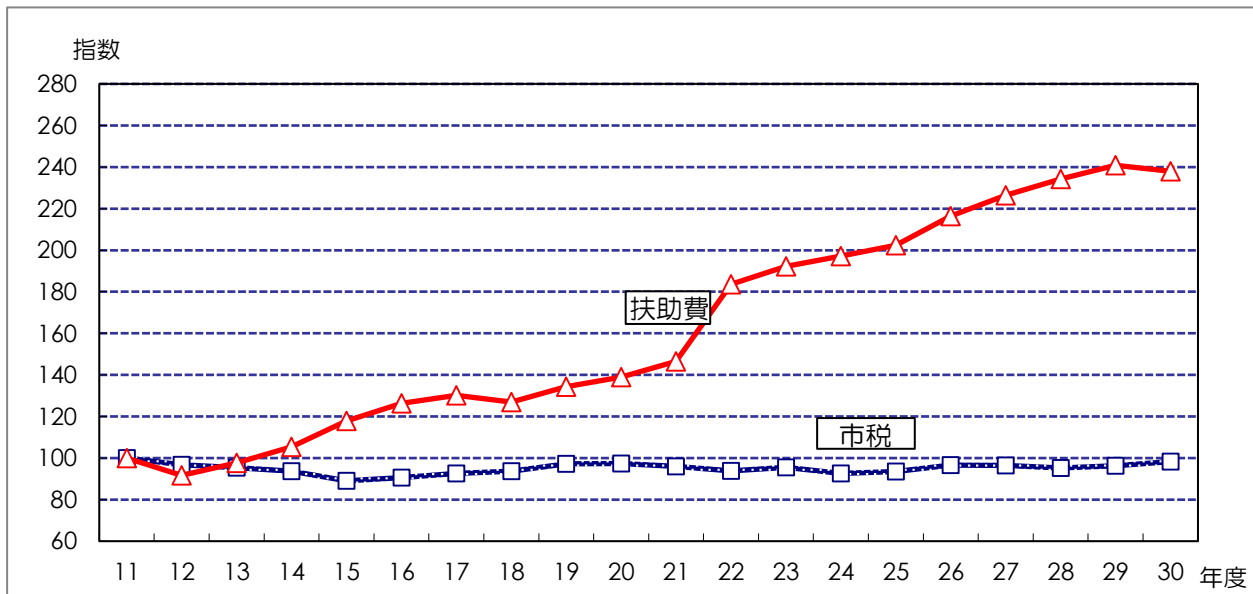
③平成30年度 26市における市民1人当たりの扶助費と決算総額に占める割合

平成30年度は、26市中で少ない方から5位となり、26市平均よりも低くなっています。



④市税と扶助費の変動状況：平成11年度を100とした場合の指数の推移

市税と扶助費について、平成11年度をそれぞれ100として、平成30年度までの20年間の推移を示したものです。市税は概ね横ばいとなっている一方、扶助費の伸びは大きく、約2.4倍になっています。平成12年度及び平成18年度の扶助費の減少は予算区分が変更されたものであり、実質的には更に大きく増加を続けています。



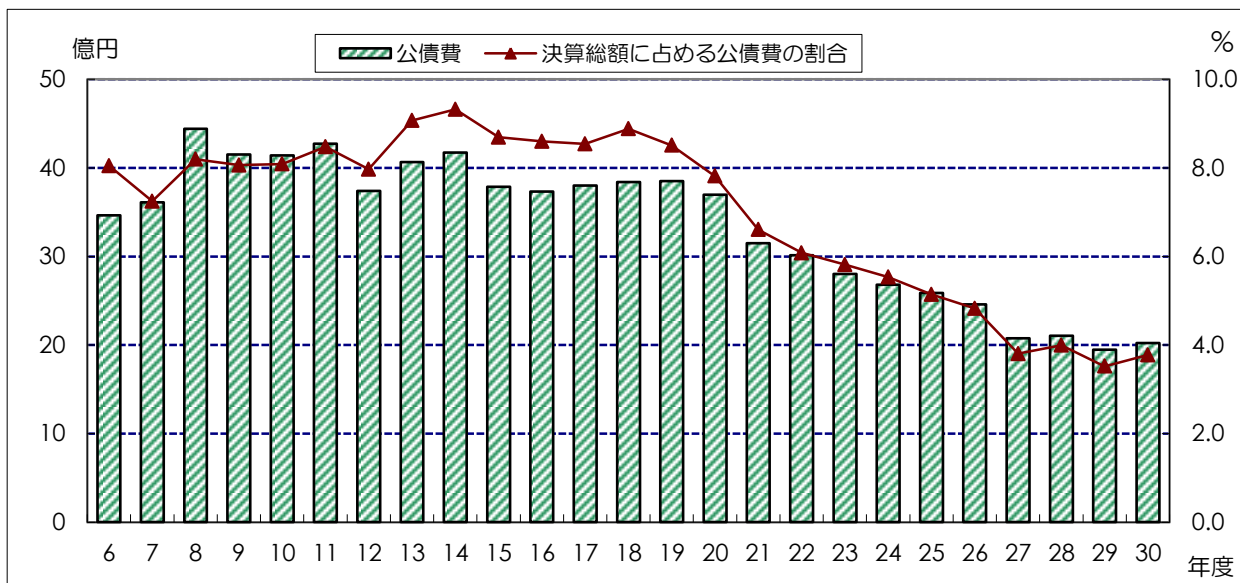
年度	24	25	26	27	28	29	30
市税	93	93	97	96	95	96	98
扶助費	197	202	216	226	234	241	238

(最終決算年度から7年間)

## (5) 性質別経費の分析：公債費

ニュータウン整備期に借入れた大規模な債務の償還が進んでいることに加えて、新規の地方債の発行抑制や繰上げ償還を行うなど、近年は減少傾向ですが、今後は多くの公共施設が更新時期を迎えるため、増加が見込まれます。

### ①公債費と決算総額に占める割合の推移



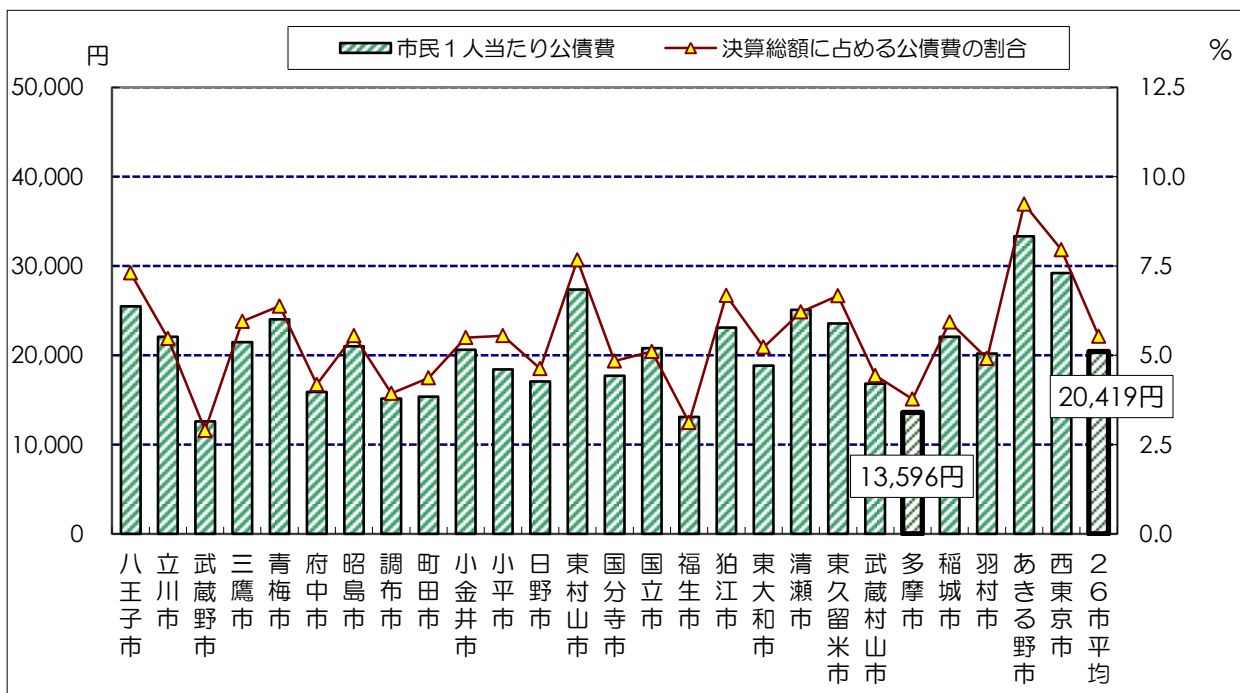
単位：千円、%

年度	24	25	26	27	28	29	30
公債費	2,680,491	2,587,758	2,458,794	2,075,302	2,104,564	1,945,048	2,022,312
決算総額に占める割合	5.5	5.1	4.8	3.8	4.0	3.5	3.8

(最終決算年度から7年間)

### ②平成30年度 26市における市民1人当たりの公債費と決算総額に占める割合

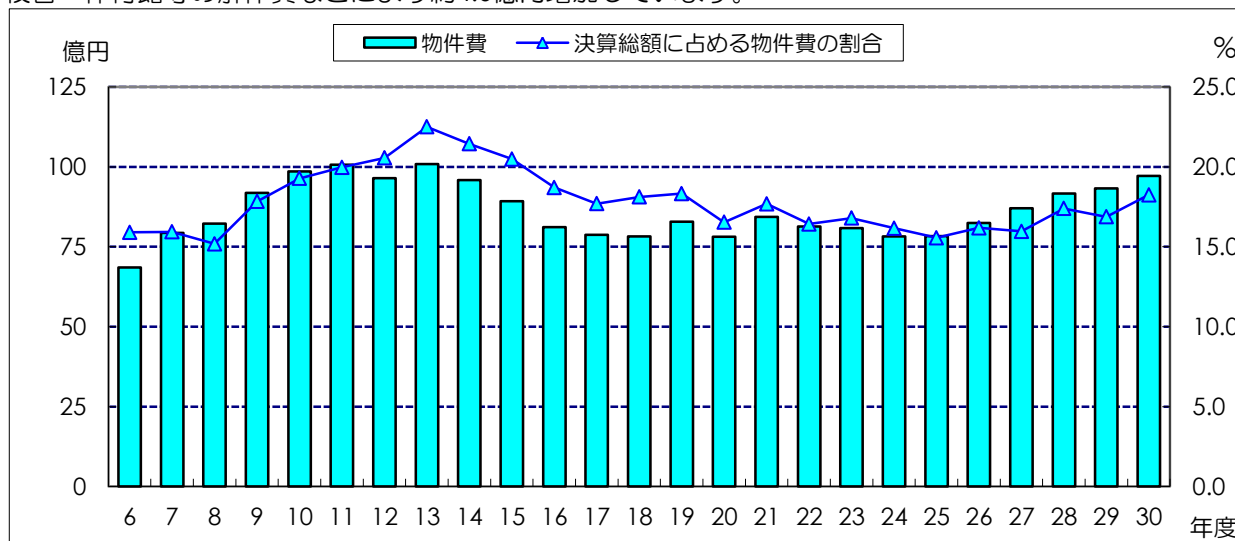
26市平均を下回る結果となりました。平成30年度は26市中で少ない方から3位となっています。



## (6) 性質別経費の分析：物件費

### ①物件費と決算総額に占める割合の推移

平成13年度からは様々な削減努力により減少傾向でしたが、ここ数年は民間委託化、予防接種の定期接種化など委託料の増により増加傾向にあります。平成28年度は約4.6億円、平成29年度もさらに約1.6億円増加しています。平成30年度は、学校給食センターの民間委託化による委託料、旧西愛宕小学校の校舎・体育館等の解体費などにより約4.0億円増加しています。



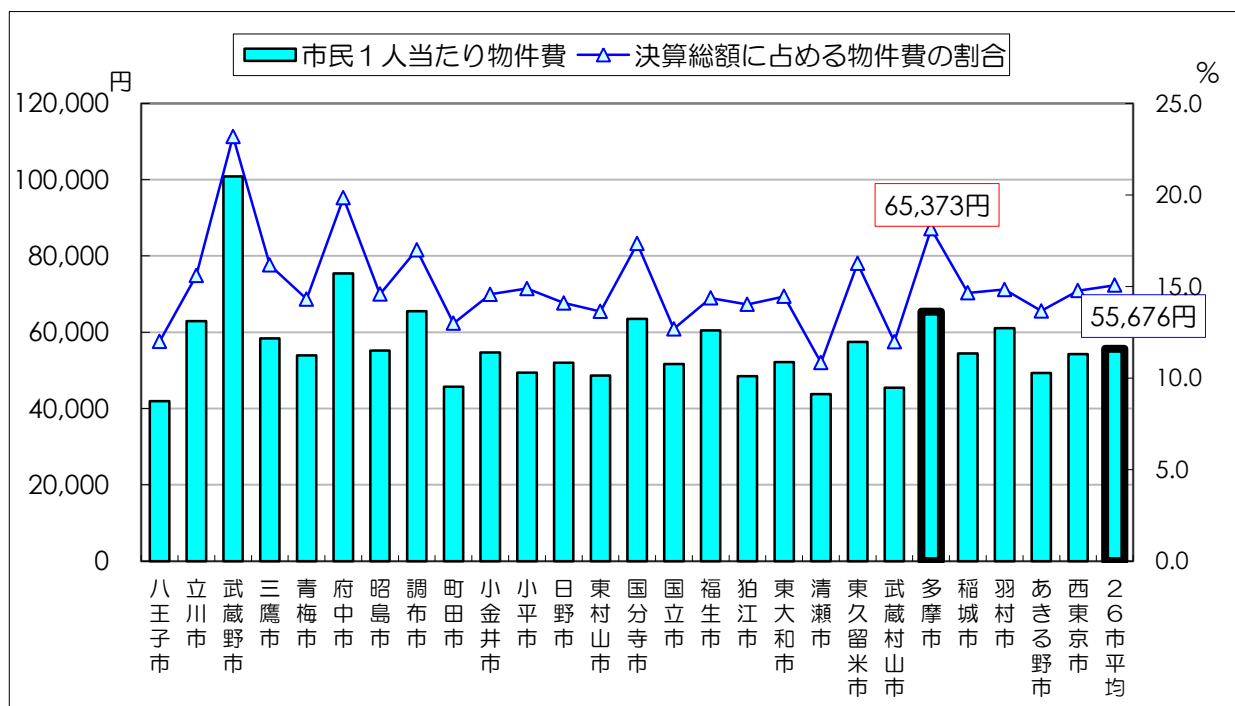
単位：千円、%

年度	24	25	26	27	28	29	30
物件費	7,829,105	7,834,515	8,246,130	8,709,212	9,169,969	9,327,162	9,723,838
決算総額に占める割合	16.2	15.6	16.2	16.0	17.4	16.9	18.2

(最終決算年度から7年間)

### ②平成30年度 26市における市民1人当たりの物件費と決算総額に占める割合

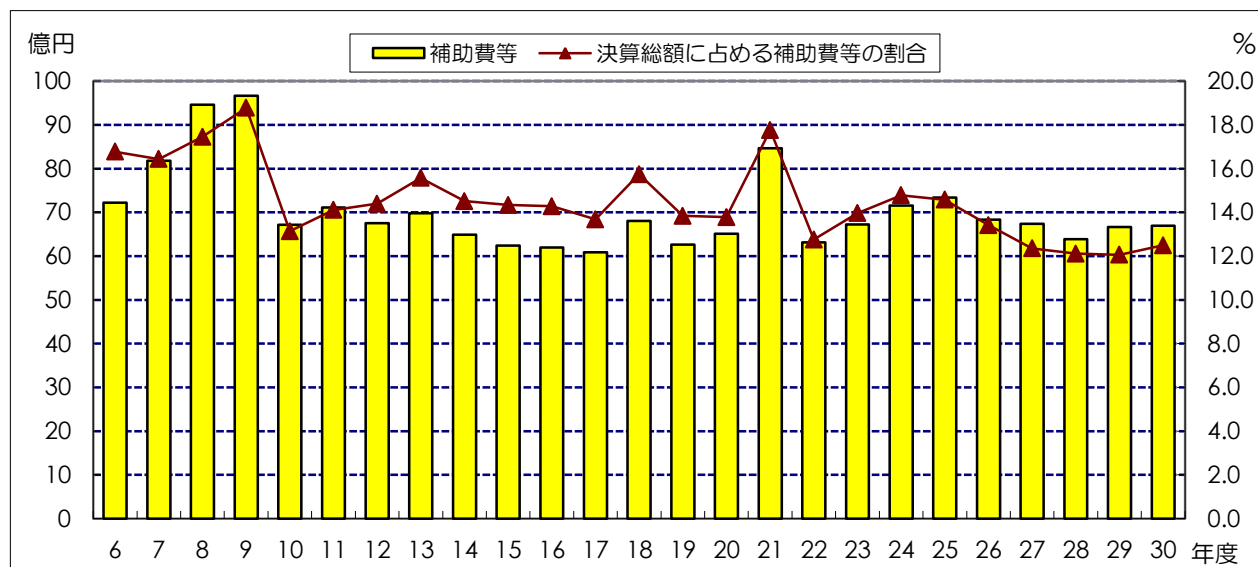
多摩市は公共施設が多く、その維持管理のために経費がかかるため、他市に比べて物件費が高くなっています。また、外部委託を積極的に活用していることもその理由の1つです。



## (7) 性質別経費の分析：補助費等

### ①補助費等と決算総額に占める割合の推移

過去には急増しましたが、近年は抑制に努めています。平成21年度に大きく増加しているのは定額給付金の給付が行われたためのものであります。また、平成29年度の下水道事業会計の公営企業化に伴い同会計への繰り出しについて、特別会計への繰出金として計上してきましたが、公営企業に対する補助費等に計上しています。



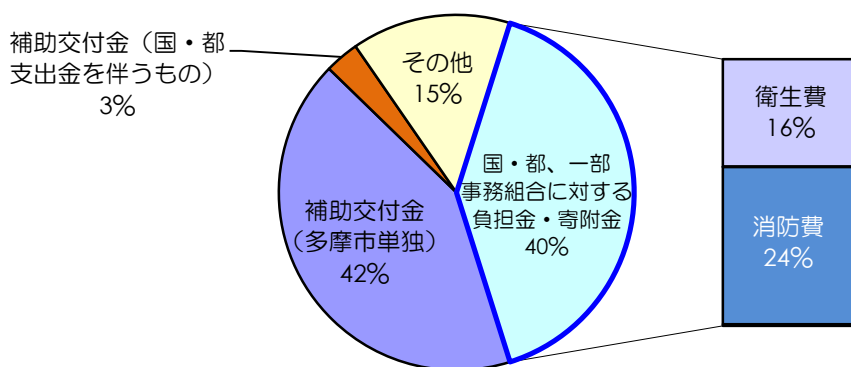
単位：千円、%

年度	24	25	26	27	28	29	30
補助費等	7,156,692	7,336,478	6,833,895	6,737,640	6,386,040	6,664,488	6,692,622
決算総額に占める割合	14.8	14.6	13.4	12.4	12.1	12.1	12.5

(最終決算年度から7年間)

## ②補助費等の内訳

国や都、一部事務組合に対する負担金のように、多摩市単独では決定できないものが約半分を占め、その大半は消防やごみ処理など、市民生活に不可欠なものです。それ以外の補助金も、市民生活に関わりが深く、見直しに努めているものの、短期間で大幅に削減するのは難しいのが現状です。



単位：千円

	衛生費	消防費	民生費	その他	計
一部事務組合に対する負担金等	1,085,094	5,500	5,924	8,713	1,105,231
国・都に対する負担金等	0	1,581,616	0	6,884	1,588,500
補助交付金（多摩市単独）	50,215	2,280	2,359,470	408,441	2,820,406
補助交付金（国・都支出金を伴うもの）	0	0	91,011	117,465	208,476
その他の負担金等	6,869	45,780	14,446	93,224	160,319
その他	27,912	2,302	251,103	528,373	809,690
計	1,170,090	1,637,478	2,721,954	1,163,100	6,692,622

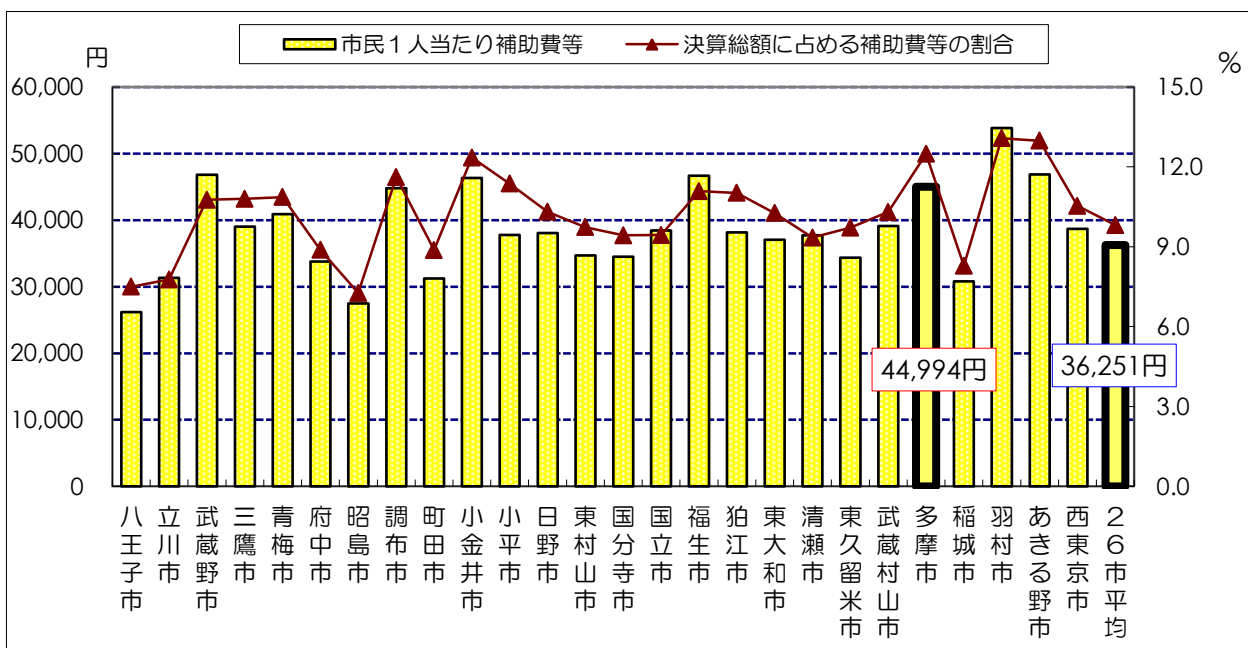
※「一部事務組合に対する負担金等」の多くは衛生費で、主に多摩ニュータウン環境組合や東京たま広域資源循環組合への負担金で、ごみ処理のために使われました。

※「国・都に対する負担金等」は主に東京消防庁に常備消防を事務委託している経費です。

※「補助交付金（多摩市単独）」の約84%は民生費で、更にそのうちの約51%が民間保育所の安定的な運営と充実のための補助です。

## ③平成30年度 26市における市民1人当たりの補助費等と決算総額に占める割合

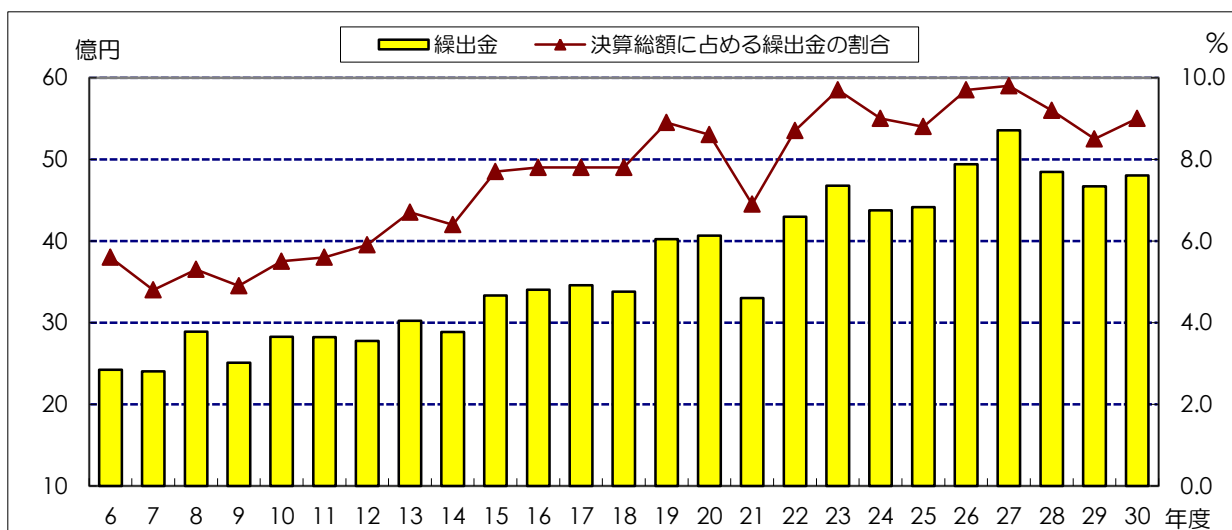
多摩市の補助費等は26市の中でも高い水準にあることがわかります。これは、市単独で行なった民生費関係への補助交付金が26市中2位だったことが影響しています。



## (8) 性質別経費の分析：繰出金

### ① 繰出金と決算総額に占める割合の推移

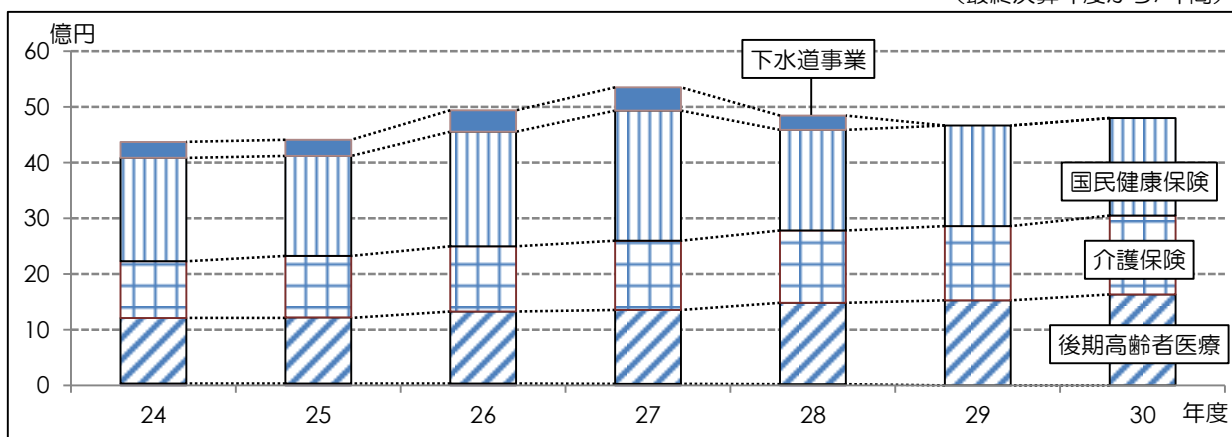
社会保障経費である、国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金の総額は、昨年度と比べ増加しています。国民健康保険特別会計への繰出金は保険税率の引き上げや被保険者数の減少などにより減少しましたが、介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金は高齢化により引き続き増加しています。



単位：千円、%

年度	24	25	26	27	28	29	30
繰出金	4,374,885	4,414,104	4,941,152	5,356,615	4,844,574	4,670,872	4,803,839
決算総額に占める割合	9.0	8.8	9.7	9.8	9.2	8.5	9.0

(最終決算年度から7年間)



単位：千円、%

年度	24	25	26	27	28	29	30
下水道事業	288,511	293,018	384,052	421,655	254,718	※1	
構成比	6.6	6.6	7.8	7.9	5.3		
国民健康保険	1,857,112	1,797,144	2,061,366	2,333,690	1,804,671	1,807,944	1,754,218
構成比	42.4	40.7	41.7	43.6	37.2	38.7	36.5
介護保険	1,017,074	1,100,189	1,167,018	1,245,394	1,303,651	1,337,600	1,415,874
構成比	23.2	24.9	23.6	23.2	26.9	28.6	29.5
後期高齢者医療	1,179,375	1,190,940	1,295,903	1,326,081	1,457,413	1,525,328	1,633,747
構成比	27.0	27.0	26.2	24.7	30.1	32.7	34.0
介護保険サービス事業	32,813	32,813	32,813	29,795	24,121	※2	
構成比	0.8	0.8	0.7	0.6	0.5		

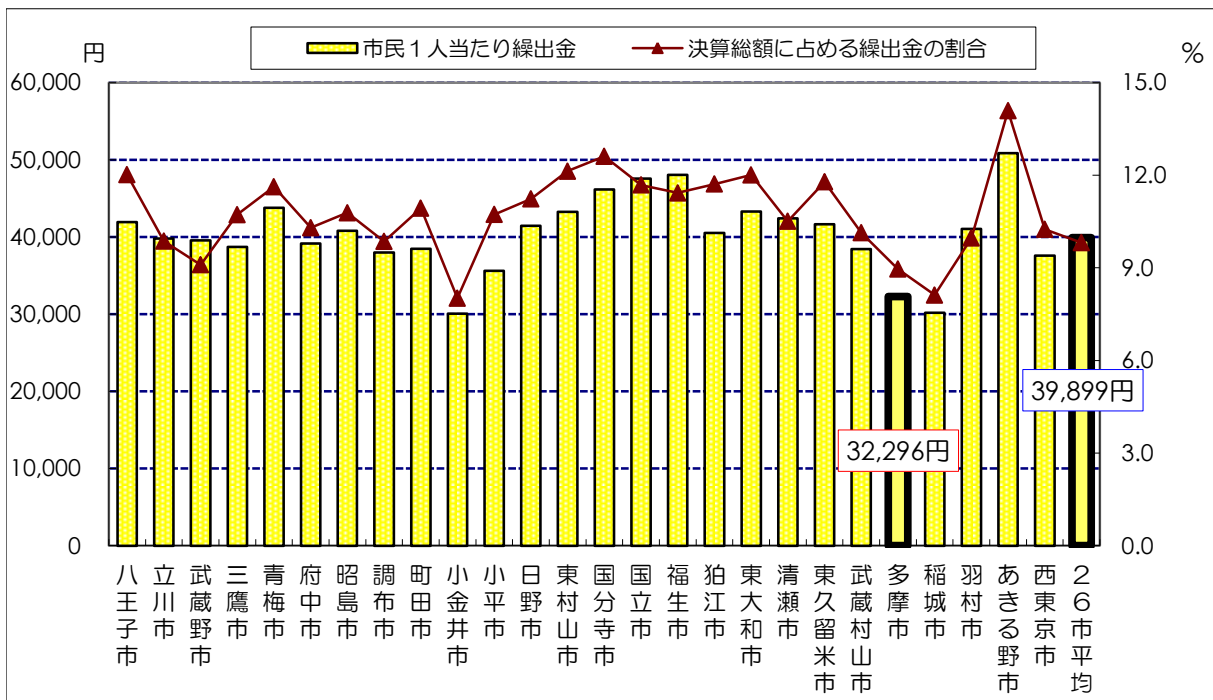
(最終決算年度から7年間)

※1 平成29年度に地方公営企業法を適用したことに伴い、性質が繰出金から補助費等に変更となりました。

※2 介護保険サービス事業特別会計は平成25年度をもって終了し、地方債の償還等も平成28年で終了しました。

②平成30年度 26市における市民1人当たりの繰出金と決算総額に占める割合

26市中で少ない方から3位となり、26市平均よりも低くなっています。





## 5 基金・積立金の状況 ～多摩市の「貯金」の状況は？～

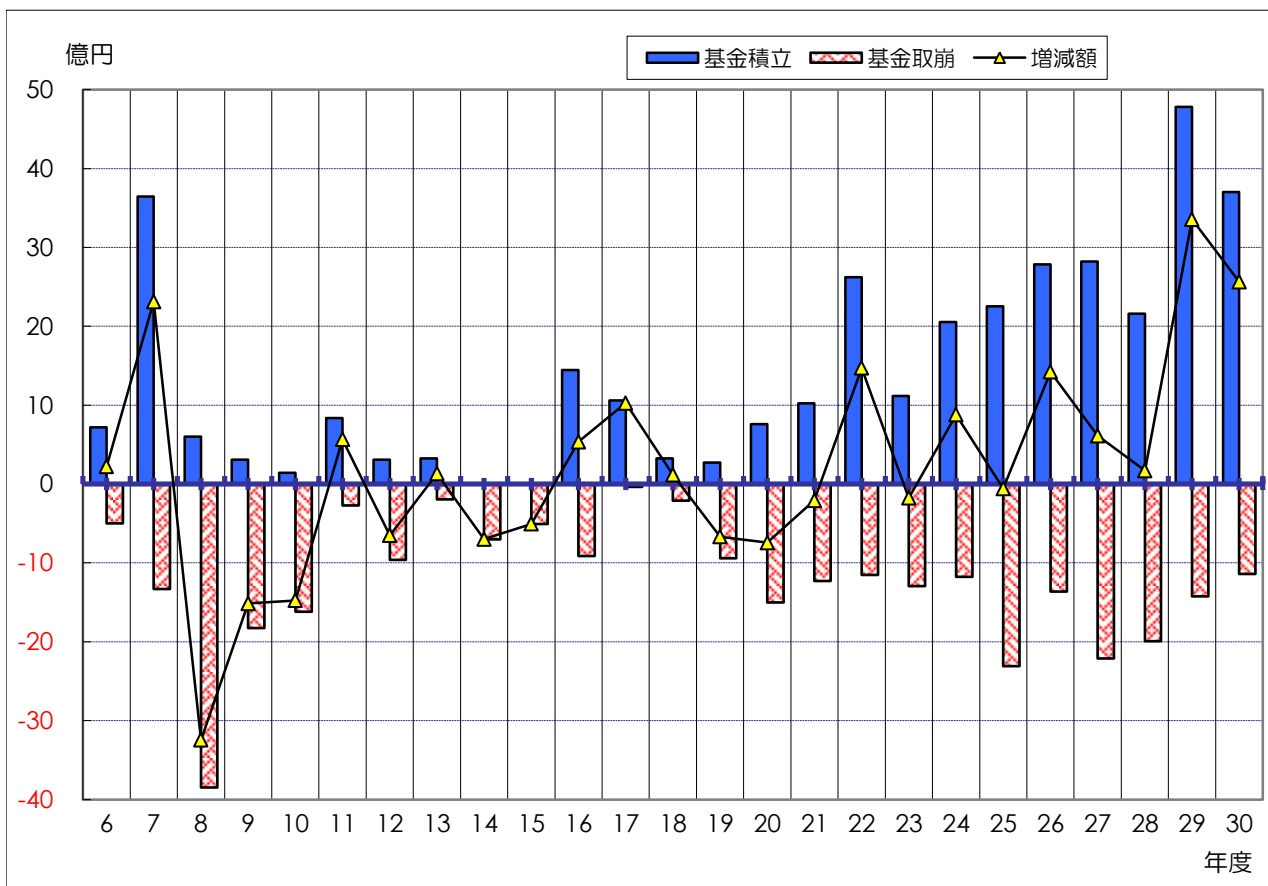
市の貯金を「基金」といいます。基金には特定の目的のために財産を維持したり、資金を積み立てるために設置された「特定目的基金」、財源の不足を補うために資金を積み立てる「財政調整基金」があります。これらの基金にお金を積み立てる経費を「積立金」、貯金を下ろすことを「取崩し」といいます。財政状況が厳しくなると、財政調整基金への積立金は減少し、基金取崩しが増加します。

平成30年度は、公共建築物等整備保全基金を多摩第三小学校用地買取へ、福祉基金を（仮称）都営住宅合築福祉施設整備事業にそれぞれ充当したこと等により、基金全体で計約11.4億円を取り崩した一方、平成29年度に引き続き都営住宅用地の売払収入の積み立てや、決算見込みに伴う整理や執行の工夫により生み出した財源を基金に積み立てなどにより、積み立て総額は基金全体で約47.8億円となりました。結果、基金総額は約25.6億円増加しています。

### （１）多摩市における基金・積立金の推移

平成7年度までに積み立ててきた基金を、平成8年度以降は取り崩す状況が続いてきましたが、平成22年度以降は積み立てが取崩し額を上回る状況も出てきています。平成22年度は公共建築物等整備保全基金に旧竜ヶ峰小学校跡地の売却収入を積み立てたこと、平成24年度は国民健康保険特別会計繰出金の減などの歳出の減によるもの、平成26年度は市税や税連動交付金が増額となったこと、平成27年度は、多摩清掃工場第二期施設建設工事損害賠償金返還金を積み立てたこと、平成28年度は、多摩第二小学校などの小学校建替工事に充てるための公共建築物等整備保全基金の取崩し額が減少したことによるものです。平成29・30年度は、上述の都営住宅用地の売払い収入や今後予定される施設の大規模改修工事等に備えるため基金を積み増したことなどにより、積立金が取崩し額を上回りました。

#### ①基金の積立と取崩状況の推移



単位：千円

年度	24	25	26	27	28	29	30
基金積立	2,055,374	2,251,968	2,785,561	2,822,114	2,160,679	4,780,326	3,703,477
基金取崩	1,177,096	2,308,607	1,364,012	2,210,118	1,991,209	1,424,830	1,138,582

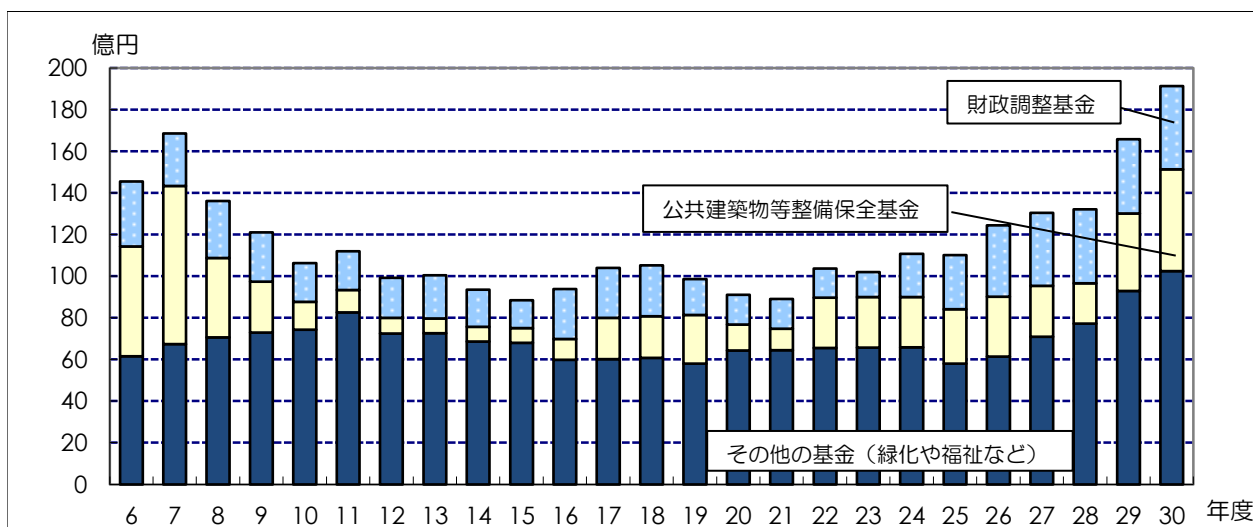
(最終決算年度から7年間)

## ②基金の内訳と推移

「財政調整基金」とは、財政状況の悪化により財源が著しく不足する場合等に、貯金をおろし不足を補うことを目的とする基金で、いわば普通預金のようなものです。一定の残高が確保されていないとその機能を果たすことができません。平成6年度をピークに減少傾向にあり、平成23年度末には約12億円まで残高が低下しました。その後、基金の見直し方針を策定し、目標額約30億円（標準財政規模の1割程度）に向け、決算剰余金や執行段階での工夫・精査により生み出した財源を年度末に積み立てるなどの取り組みにより、平成26年度に目標額に到達し、平成30年度末まで維持しています。

「公共建築物等整備保全基金」は、本市の公共施設及び都市基盤の整備保全に充てることを目的とする基金です。平成7年度をピークに取崩しが続いてきました。今後、義務教育施設や道路橋りょうなどの大規模改修等を見据え、計画的な積立て、活用が必要です。

「その他の基金」は、緑化基金や福祉基金などの特定目的基金です。



積立基金の各年度末現在高

単位：千円

年度	24	25	26	27	28	29	30
財政調整基金	2,078,259	2,607,287	3,417,998	3,521,114	3,563,367	3,562,459	4,003,069
公共建築物等整備保全基金	2,411,440	2,603,869	2,889,328	2,432,769	1,940,298	3,718,176	4,891,323
その他の基金 (緑化や福祉など)	6,590,390	5,812,294	6,137,679	7,103,120	7,722,809	9,301,335	10,252,473
計	11,080,089	11,023,450	12,445,005	13,057,003	13,226,474	16,581,970	19,146,865

(最終決算年度から7年間)

### 〔コラム〕 決算剰余金と財政調整基金

決算剰余金（前年度繰越金）とは、歳入歳出決算額の差引額から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支の黒字額のことです。一般的には標準財政規模（※）の3%から5%程度が適当であるとされています。平成30年度決算額は、標準財政規模（29,837,676千円）に対し3.4%となりました。

本市では、前年度決算額の確定を踏まえ、例年9月議会で決算剰余金の処分に関する予算処理を行っています。地方財政法の規定に沿い、決算剰余金の1/2以上を地方債の繰上償還又は、基金への積立てを行うほか、国・都支出金の精算に伴う返還金や補正予算編成の財源としています。

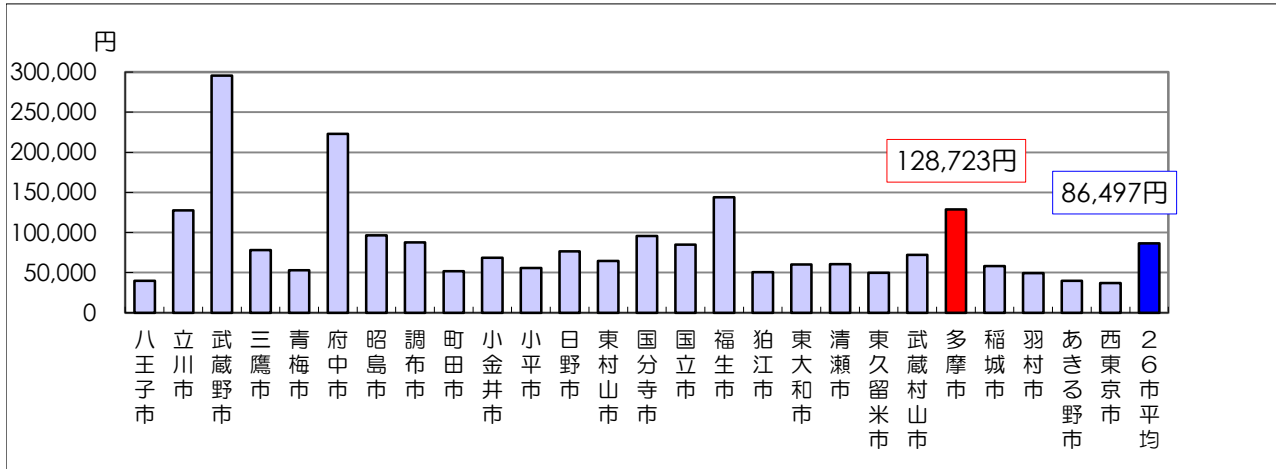
平成30年度決算剰余金は10.2億円となり、上記の規定に沿い、地方債の繰上償還1.1億円、財政調整基金の積立4.1億円を9月議会で予算計上する予定となっています。また、令和元年度の平成30年度の国都支出金精算に伴う返還金は現時点で3.4億円を見込んでいます。

※標準財政規模とは、地方税、普通交付税、地方譲与税等の一般財源ベースでの地方自治体の標準的な財政規模を示すもの。

## (2) 26市における基金・積立金の状況

### ①平成30年度 26市における市民1人当たりの基金残高

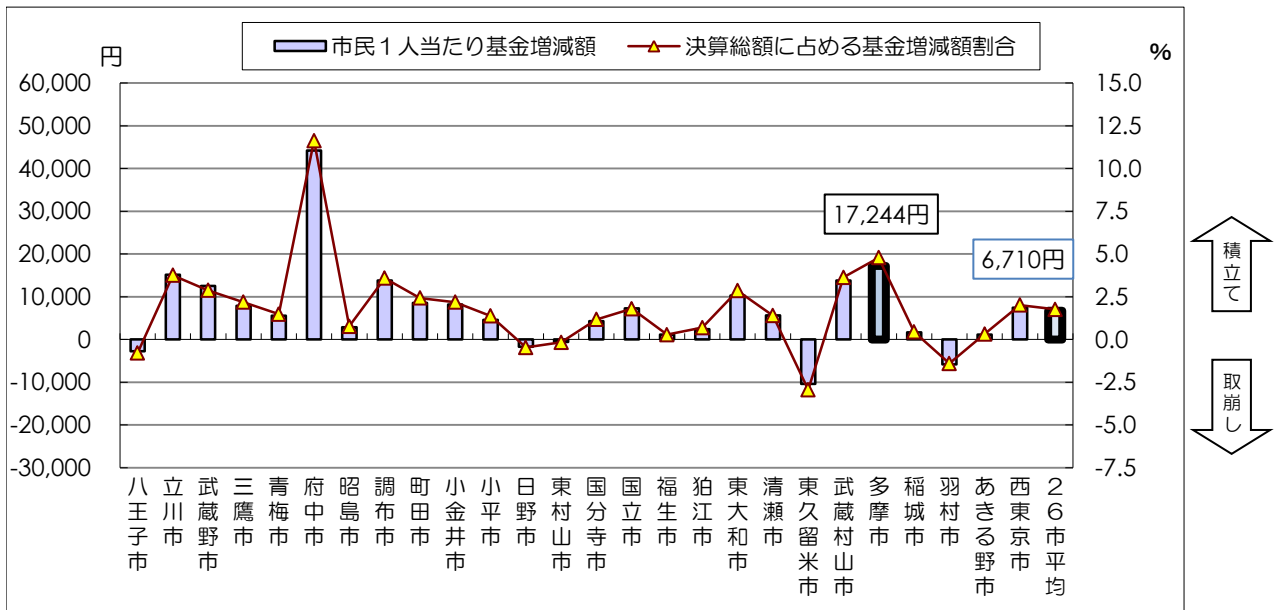
市民1人当たりの基金残高（積立基金・定額運用基金の合計額）は、26市中で多い方から4位となり、26市平均を上回る額になっています。健全で安定した財政運営を行うためには、適正な額の基金を確保することが必要不可欠です。



### ②平成30年度 26市における市民1人当たりの積立基金増減額と決算総額に占める割合

平成30年度の26市における市民1人当たりの積立基金増減額は、26市中で高い方から2位となり、26市平均と比べ高くなっています。

これは、執行の工夫などにより生み出した財源を基金に積立てたほか、都営住宅建設に伴う旧西愛宕小学校用地の売払い収入を基金に積立てたことによるものです。



## 6 地方債・公債費の状況 ～多摩市の「借金」の状況は？～

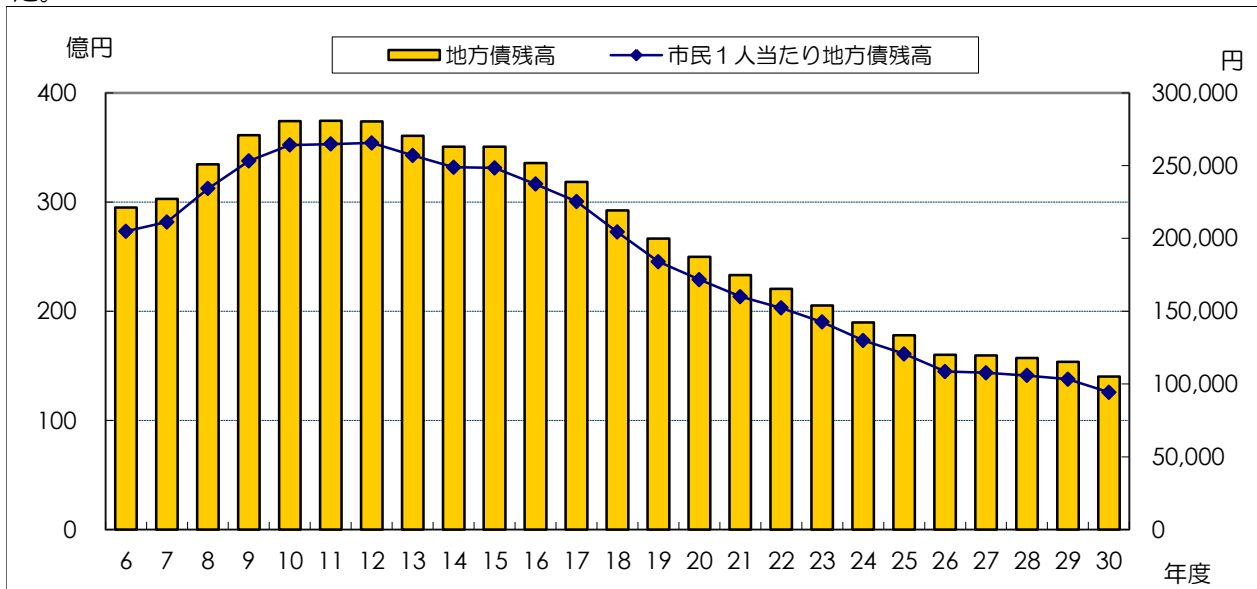
「地方債」は市の借金にたとえられます。学校をはじめとする公共施設は、長い間に渡って使用するものであり、将来世代にも負担を求めるといった経費負担の公平性を考慮し、地方債を借入れるものです。

地方債の活用については、適正な世代間負担の一方、過度に負担を先送りすることのないようにすることが求められます。今後は一斉に更新時期を迎える公共施設への対応の際の活用など増加要因もある中で、計画的に返済する一方、増やさない努力を続けていきます。

### (1) 地方債の推移

#### ①地方債の残高と市民1人当たり残高

平成8年度前後に永山公民館や総合福祉センターの整備等により大幅に地方債の残高が増加しましたが、現在はピーク時（平成11年度）の半分以下となっています。近年は、公共施設の老朽化に対応するための借入れが増え、残高はほぼ横ばいに推移していますが、30年度は改修工事等が少なかったため減少しました。



単位：千円、円

年度	24	25	26	27	28	29	30
地方債残高	18,964,466	17,810,921	16,024,807	15,950,156	15,714,810	15,358,403	14,024,838
市民1人当たり地方債残高	129,938	120,648	108,545	107,659	105,816	103,268	94,288

(最終決算年度から7年間)

#### 〔コラム〕世代間の公平負担

本来、その年度に使う経費はその年度でまかなうのが原則ですが、学校の校舎などの「ハコ物」や道路などは数十年にわたって使われ、将来世代も恩恵を受けます。

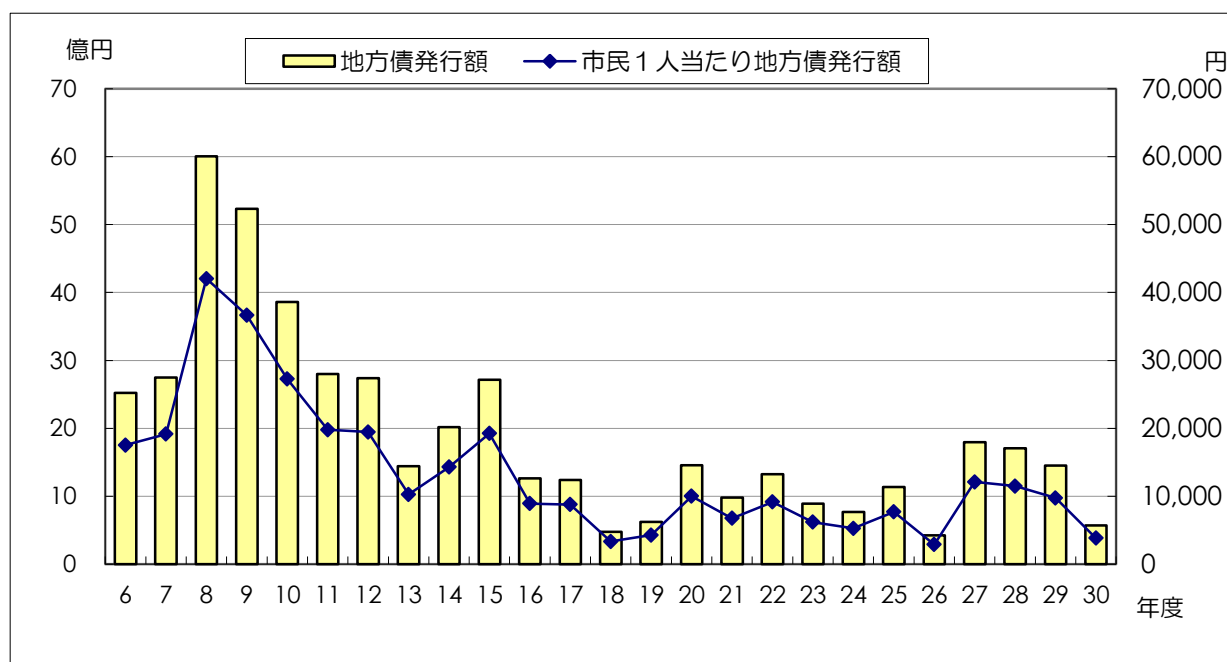
こうした建設事業に充てるお金は、将来の受益者にも負担してもらおうのが公平と考えることができます。

借金の返済を将来世代も負担をする、ということをも「世代間の公平負担」といいます。

とはいえ、現役世代が借金をしすぎて、将来世代に「ツケをまわす」ことのないように、地方債は計画的な借入れと返済が重要です。

## ②地方債発行額と市民1人当たり発行額

地方債の発行額と市民1人当たり発行額の推移です。平成30年度は西落合小学校改修工事や市役所本庁舎給排水衛生設備改修工事等に係る市債の発行がありましたが、市民1人当たり発行額は平成29年度と比較すると大幅に減少しました。



単位：千円、円

年度	24	25	26	27	28	29	30
地方債発行額	768,800	1,136,600	427,200	1,795,600	1,707,800	1,452,300	571,100
市民1人当たり地方債発行額	5,268	7,699	2,894	12,120	11,499	9,765	3,839

(最終決算年度から7年間)

(資料) 平成30年度に発行した地方債一覧

事業名	地方債発行額	利率	借入年数	元利償還額
	(千円)	(%)	(年)	(円)
市役所本庁舎給排水衛生設備改修工事	92,000	0.010	10	92,053,744
消防団器具置場改修工事(第3分団)	15,700	0.004	10	15,703,185
消防団器具置場改修工事(第9分団)	80,100	0.004	10	80,116,236
全国瞬時警報システム新型受信機設置工事	4,900	0.002	6	4,900,302
西落合小学校改修工事	286,900	0.060	15	288,290,485
西落合小学校改修工事(平成29年度補正予算債)	91,500	0.010	10	91,552,049
計	571,100			572,616,001

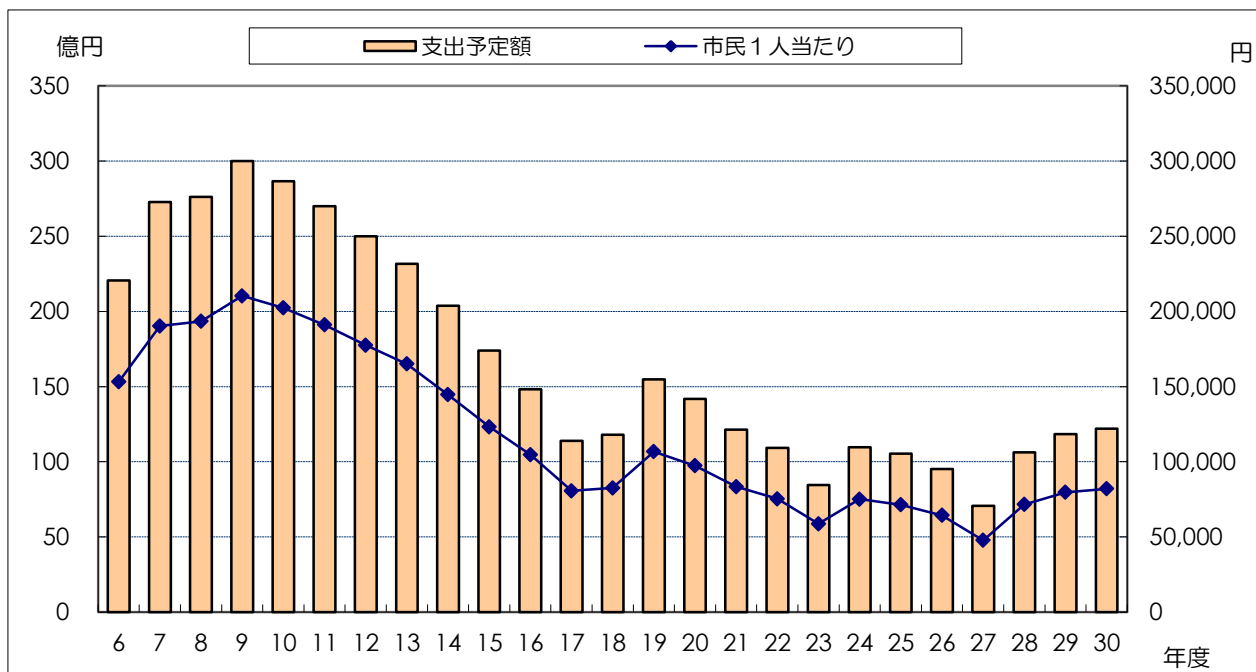
## (2) 債務負担行為の推移

### ①債務負担行為翌年度以降支出予定額と市民1人当たり額の推移

債務負担行為は分割払いに例えられ、複数年にわたり支払いを約束することです。学校などの施設や土地の支払いを分割で行うとき、また、機器のリースなど何年か使用するものをその期間中に分割して支払う場合などに行います。

多摩市はニュータウン整備の際に、旧日本住宅公団（現在の都市再生機構）から公共施設を債務負担行為で買い取ったため、過去には非常に多かったものの、近年は解消が進んでおり減少が続いていました。

平成28年度からは増加に転じていますが、これは、総額が大きい業務委託契約の新規締結や更新が主な要因です。30年度は、武道館や陸上競技場、資源化センター設備などの改修工事について、債務負担行為を設定したため増加しました。



単位：千円、円

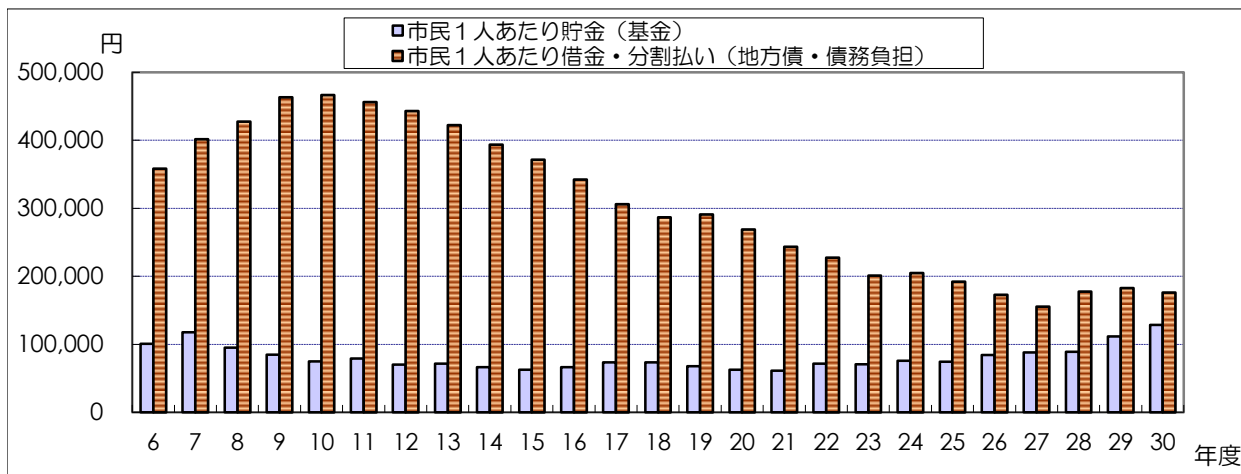
年度	24	25	26	27	28	29	30
支出予定額	10,962,465	10,540,180	9,509,002	7,075,186	10,625,723	11,846,360	12,197,145
市民1人当たり	75,111	71,397	64,410	47,755	71,548	79,653	82,000

(最終決算年度から7年間)

### (3) 市民1人当たり「貯金」と「借金・分割払い」

#### ①市民1人当たり基金及び地方債・債務負担

平成10年度をピークに、貯金（基金）と借金・分割払い（地方債・債務負担行為）の差は徐々に縮まっ  
てきています。ニュータウンの整備期など、都市の成長期にはどうしても差が大きくなる傾向がありま  
すが、多摩市は現在成熟期を迎えており、健全な財政のためにはさらに差を縮めていくことが求められま  
す。19年度は、債務負担行為などにより差が開く結果となりましたが、20年度からは再び差が縮まってき  
ています。30年度は基金が増えたため、前年度より差が縮まっています。



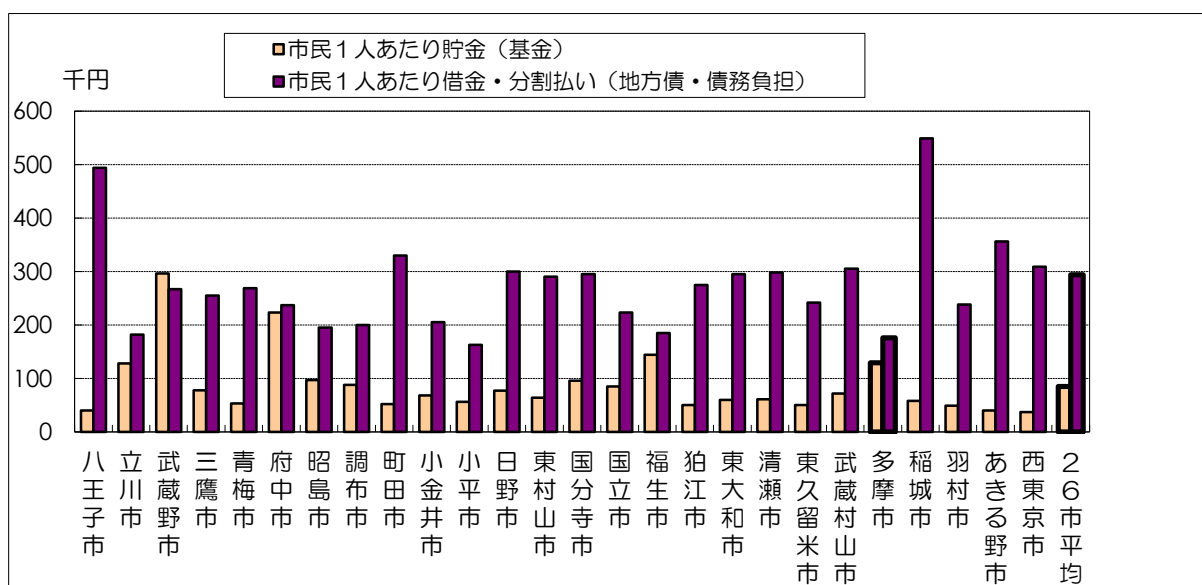
単位：円

年度	24	25	26	27	28	29	30
市民1人あたり貯金（基金）	75,917	74,671	84,297	88,131	89,061	111,495	128,769
市民1人あたり借金・分割払い（地方債・債務負担）	205,049	192,045	172,955	155,414	177,364	182,921	176,288

（最終決算年度から7年間）

#### ②平成30年度 26市における市民1人当たりの貯金と借金・分割払い

市民1人当たりの借金・分割払い（地方債・債務負担行為）から貯金（基金）を差し引いた金額の幅につ  
いて、26市平均は20万9千円です。多摩市は4万7千円で26市中で4番目に小さい差引幅となっています。





## 7 財政指標からみる多摩市の状況

自治体の財政状況を判断する目安を財政指標といいます。

主な財政指標として、財政力指数、経常収支比率、公債費負担比率などがあります。

平成19年度決算からは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率という4つの指標を算定し公表することが義務付けられました。

### (1) 財政力指数の推移

財政力指数は「豊かさの指標」ともいわれます。地方交付税法に基づいて算定された基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値をいいます。

財政力指数が1以上のときは、収入額の方が需要額と比べて多い、ということでその自治体は豊かとされます。

また、財政力指数が1以上になると、普通交付税不交付団体となることから、交付税への依存の程度ともいえます。

この指標は年度によって変わるので、過去3年間の平均をとるのが一般的です。

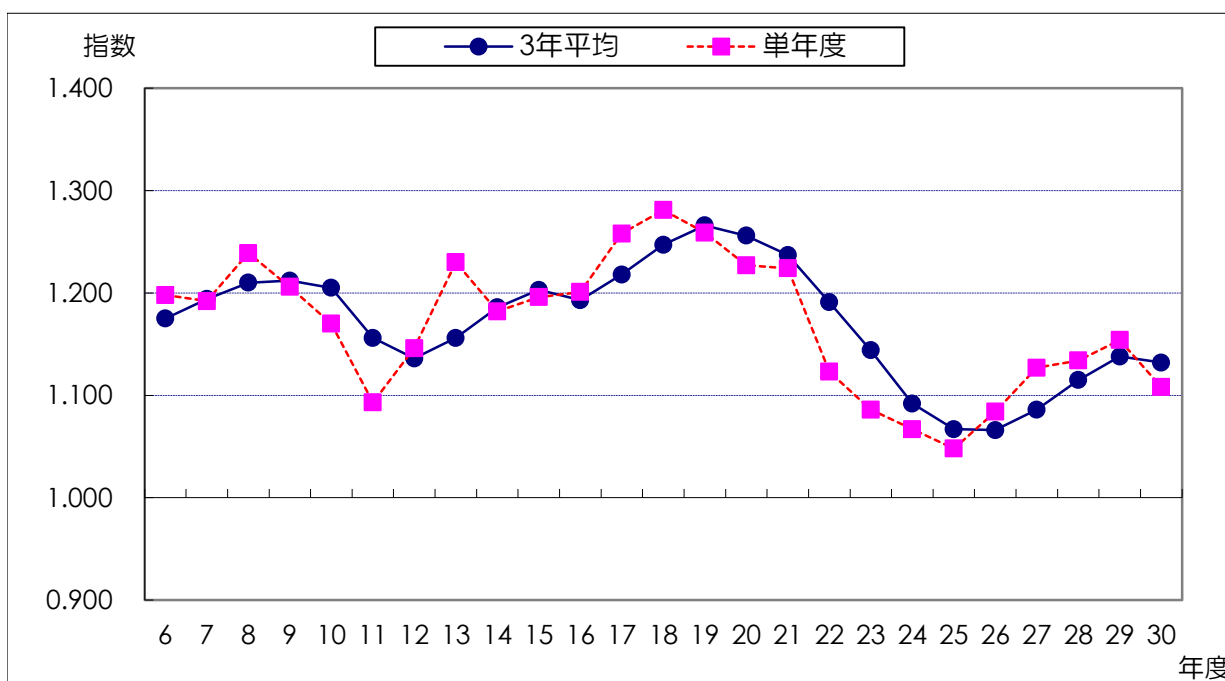
※「基準財政需要額」・・・普通交付税の算定基礎となるもので、その自治体が標準的な行政サービスを住民に提供するのに必要な一般財源の額です。自治体が現実に支出する額ではなく、仮想の自治体を想定して、各行政分野について妥当な経費と考えられるものを積み上げた、いわばモデル計算です。

※「基準財政収入額」・・・普通交付税の算定基礎となるもので、自治体の標準的な一般財源収入額として算定された額です。

#### ① 財政力指数の推移

多摩市においては、ニュータウンの整備とともに大きく増加してきました。昭和62年度以降は、財政力指数が1を超えるとともに、普通交付税も不交付団体となっています。単年度指数は平成5年度以降1.2前後と高い水準で推移していましたが、平成18年度をピークに平成25年度まで減少が続き、近年では1.1前後となっています。

平成30年度は、地方消費税交付金や法人市民税の減少や社会福祉費等の増加により、前年度と比べ減少しました。



年度	24	25	26	27	28	29	30
3年平均	1.092	1.067	1.066	1.086	1.115	1.138	1.132
単年度	1.067	1.048	1.084	1.127	1.134	1.154	1.108

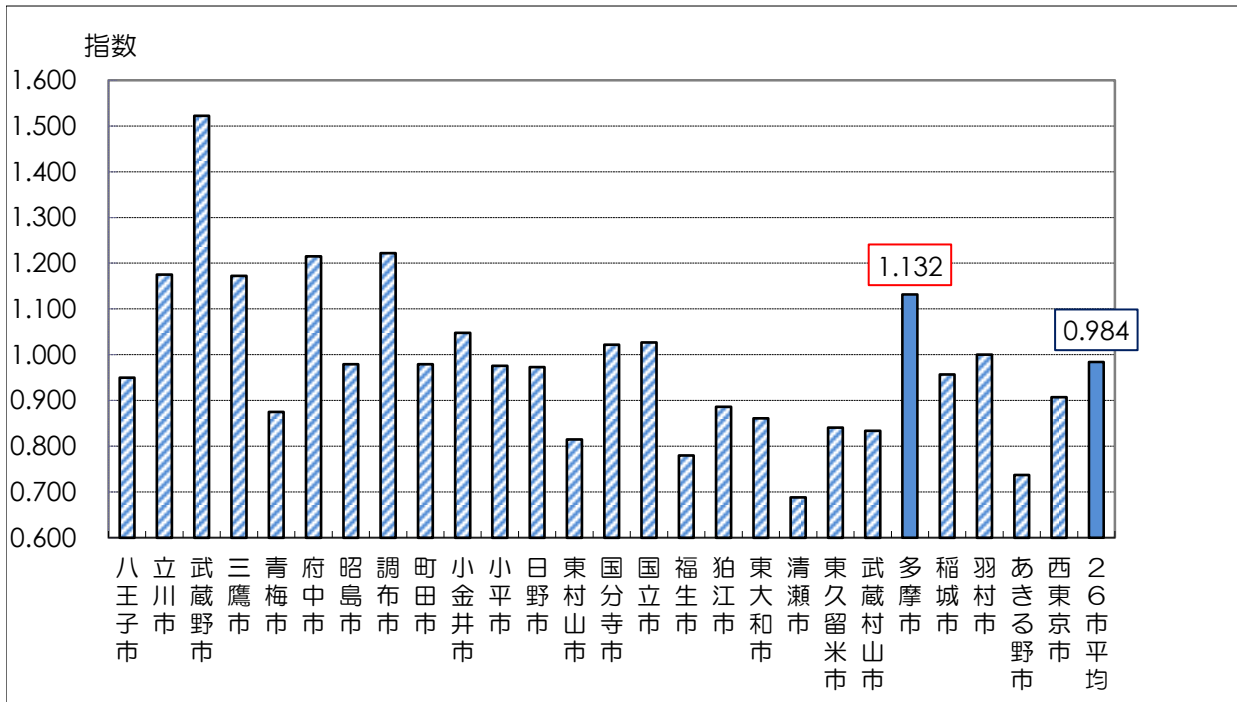
(最終決算年度から7年間)

## ②平成30年度 26市の財政力指数

平成30年度における多摩市の財政力指数は1.132（3年平均）です。東京都の市は全国的にも高い水準にありますが、その中でも多摩市は26市中「6位」で、26市平均と比べ比較的高い数値となっています。

なお、単年度の財政力指数が「1」以上の場合、普通交付税は交付されません。

単年度の財政力指数が1以上の団体は、26市では多摩市を含め9市です。また、全国1,765団体（都道府県及び市町村）では、4.2%にあたる78団体です。



## (2) 公債費に関する指標の推移

地方債（借金）や債務負担行為（分割払い）は長期間にわたり支払いを約束するものであり、将来の財政に大きく影響します。そこで、地方債を発行する場合には、将来の負担を考えて、無理なく返せるかどうかを十分見極めなければなりません。

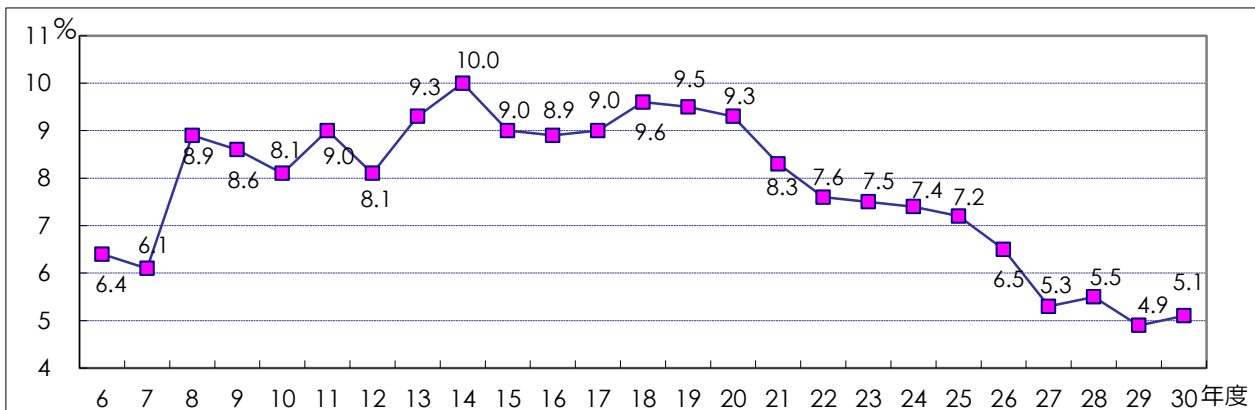
### ①公債費負担比率の推移

公債費負担比率は、財政構造の弾力性を判断する指標の1つであり、一般財源の総額に対して、公債費（借入金の返済）にどれだけ一般財源を投入しているかの割合を示したものです。この比率が高くなると、財政悪化の兆候といえます。公債費が過度に後年度負担にならないように十分留意し、地方債に依存しない財政運営に努めなければなりません。一般的に、15%を超えると黄信号、20%を超えると赤信号と言われています。

平成30年度は5.1%で、前年度に比べて0.2ポイント上がりました。要因は、分子となる公債費充当一般財源が増加したことや、地方消費税交付金や前年度繰越金の減少、学校跡地の売却による財産収入が前年度と比べ減少したこと等で、分母となる一般財源総額が減少したためです。

#### ○ 計算式

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

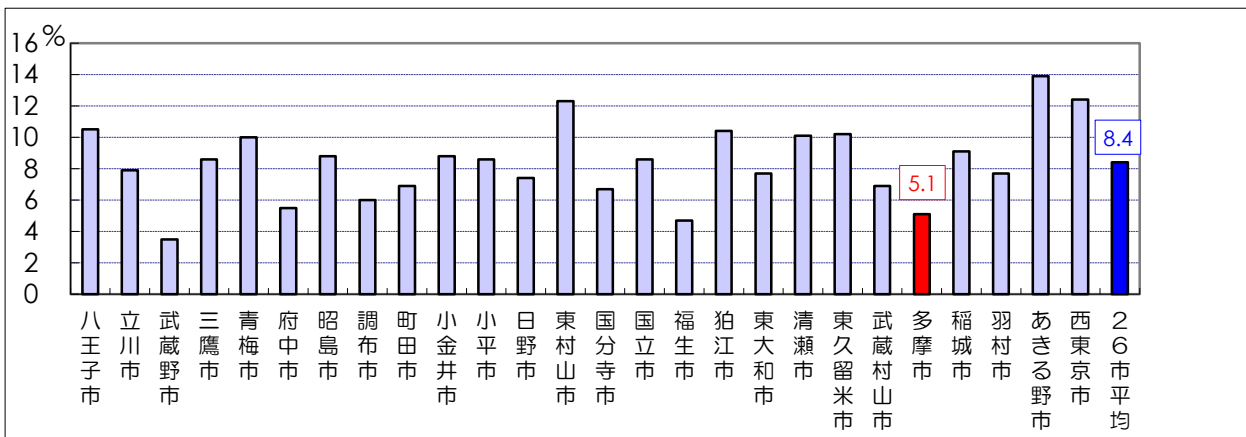


年度	24	25	26	27	28	29	30
公債費負担比率	7.4	7.2	6.5	5.3	5.5	4.9	5.1

(最終決算年度から7年間)

### ②平成30年度 26市の公債費負担比率

平成30年度の公債費負担比率は26市中3位になりました。今後は大規模な公共施設の更新等を予定しているため、少しずつ上昇していく見込みです。



### (3) 経常収支比率の推移

経常収支比率は財政構造の弾力性を示すもので、自治体の「エンゲル係数」のようなものです。

市税など経常的な収入のうち、どんな経費にも充てることができる一般財源（経常一般財源）がどの程度経常的な支出（経常的経費）に充てられているかによって、その自治体の弾力性をみようとするものです。この率が低いほど財政はしなやかで弾力性があるということで、新しい施策に充当できる財源を多く持っているということです。

一般的に、市では70～80%程度が適正水準と言われていますが、多摩市のようにインフラの整った都市部ではもう少し高めの数値となります。多摩市行財政刷新計画（平成28～令和元年度）では、決算時91%以下を目標として設定しながら、市民サービスの向上や財政運営の改善に努めています。

※経常的経費・・・職員の人件費、生活保護費のような扶助費、施設建設などのための過去の借入金を毎年度計画的に返済する公債費、児童館やコミュニティセンターなどの管理運営費、道路や公園などの維持管理費など、継続して支出する固定的な経費を経常的経費といいます。

#### ○ 減税補てん債及び臨時財政対策債を加えた現在の算定方式

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

\*減税補てん債は平成18年度で終了

※25年度から国の制度改正に伴い、普通交付税の不交付団体は臨時財政対策債の借り入れができなくなったため、従来の方式と現在の方式の数値は等しくなります。

#### ① 経常収支比率の推移

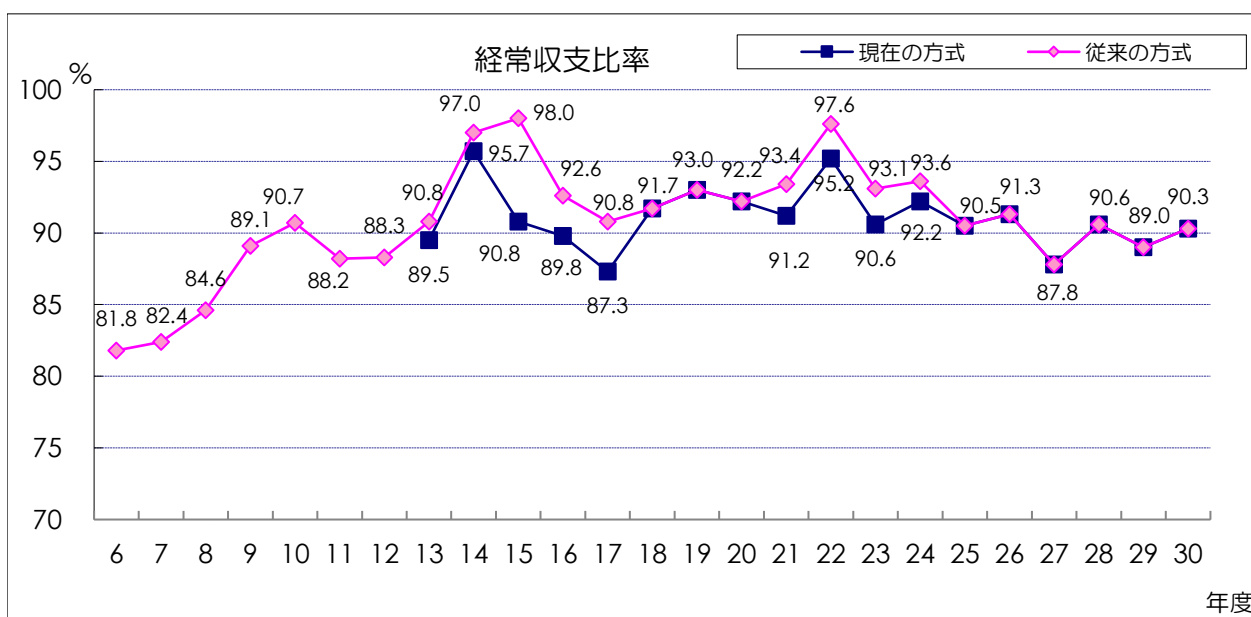
多摩市の経常収支比率は、平成5年度に80%を超えて以降年々高くなり、平成14年度は95.7%と非常に高い数値となりましたが、「多摩市行財政再構築プラン」による歳出の見直しなどにより改善に向かいました。その後、再び90%を超え、平成22年度には95.2%と平成14年度の状況に近づきましたが、平成23年度以降は改善しています。

多摩市のように都市基盤の整備が進んだ都市部では、新たな建設などは減るため、経常収支比率は高い傾向となることも確かです。とはいえ、歳入が急激に増加する見通しが困難な中で、新たな財政需要に 대응していくためには、歳出の構造を変えていくことが重要です。

平成30年度の経常収支比率は90.3%で、前年度より1.3ポイント上昇しました。

歳入では、地方消費税交付金の清算基準の見直しによる減少などによる悪化要因があったものの、法人市民税が企業の業績動向による増加など改善要因により0.3ポイント経常収支比率を改善しました。

一方、歳出では新設した学童クラブや永山調理所の民間委託に伴う物件費の増加などにより1.6ポイント経常収支比率が上昇しました。

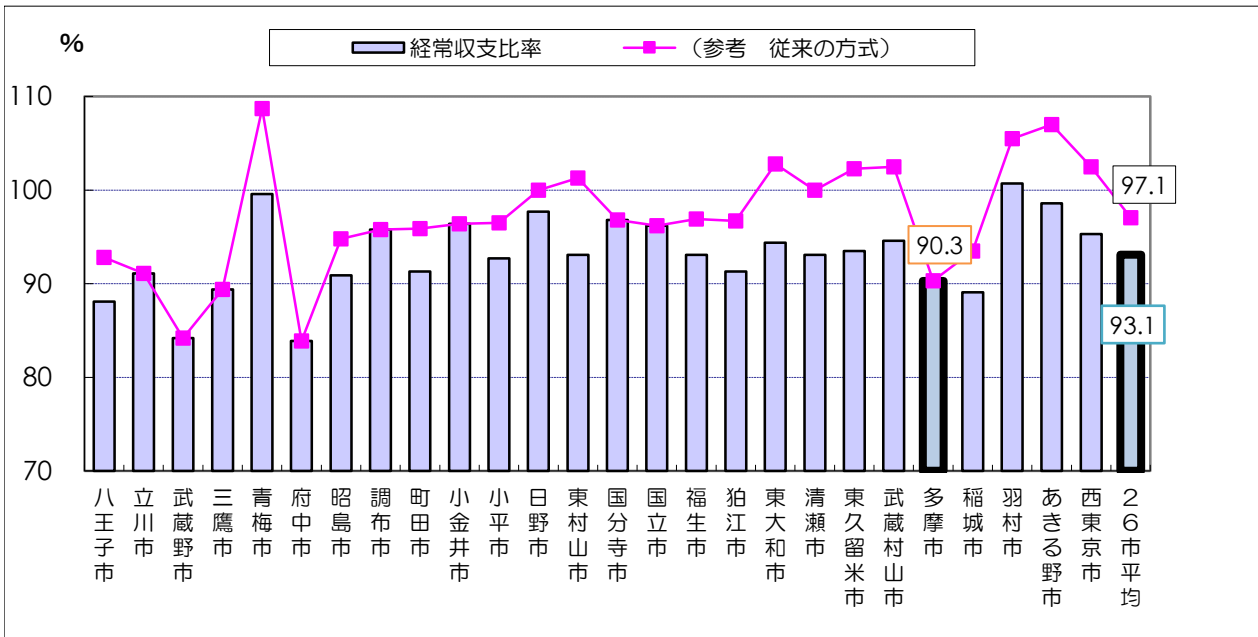


年度	24	25	26	27	28	29	30
現在の方式	92.2	90.5	91.3	87.8	90.6	89.0	90.3
従来の方式	93.6	90.5	91.3	87.8	90.6	89.0	90.3

(最終決算年度から7年間)

## ②平成30年度 26市の経常収支比率

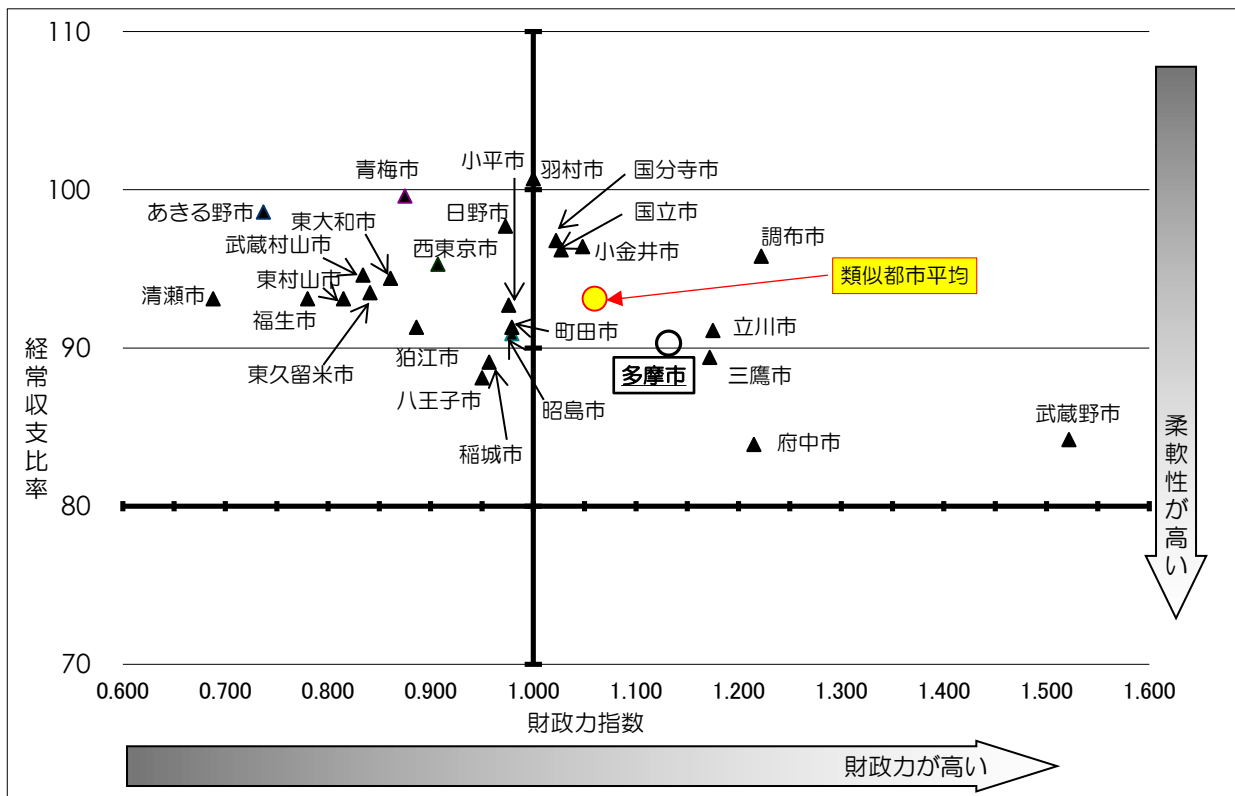
平成30年度の多摩市の経常収支比率は90.3%で、26市との比較では6位となり平均値93.1%に対し2.8ポイント低い結果となりました。現在の算定方式は臨時財政対策債が計算の分母に加わるため、臨時財政対策債発行額の多寡により、数値が大きく変動します。



## ③平成30年度 26市の経常収支比率・財政力指数の関係

各市の経常収支比率と財政力指数を分布図で示すと、下のようになります。

多摩市は、財政力は高い(良い)のですが、経常収支比率も高く(悪く)硬直化しています。多摩市の事業内容や施設整備が共に充実していることが要因のひとつです。今後も多摩市が健全財政を維持していくためには、人件費、公債費などの義務的経費のほか、各種事業や施設の維持管理に係る経常的経費をより一層見直すとともに、新たな歳入の確保が必要です。



#### (4) 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の状況

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されたことにより、平成19年度決算から財政指標（健全化判断比率と資金不足比率）の算定・公表が義務付けられました。

本法は、従来の地方財政再建制度の問題点を克服するため、①分かりやすい指標を作り、②普通会計以外の会計や一部事務組合、出資法人等も対象とし、③財政再生基準の前段階として早期健全化基準を設定しているという特徴があります。

平成19年度決算では各指標の算定と公表だけが義務付けられましたが、平成20年度決算からは算定した指標が基準以上となった場合に財政健全化計画等の計画策定義務が生じます。

##### ① 健全化判断比率

平成30年度決算に基づき算定した多摩市の健全化判断比率（4指標）は、平成19～29年度決算に引き続き、4指標全てにおいて早期健全化基準を下回っており、健全性が保たれています。

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
多摩市 算定数値	—	—	0.6	—
早期健全化基準 ※1	11.81	16.81	25.0	350.0
財政再生基準 ※2	20.00	30.00	35.0	

- この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第1号を基に作成しています。
- 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載しています。

※1 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。（自主的な改善努力による健全化の段階）

※2 健全化判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定しなければなりません。（国等の関与による確実な再生の段階）

##### ② 資金不足比率

多摩市において資金不足比率の算定対象となる公営企業会計は、下水道事業会計のみです。

下水道事業会計の平成30年度決算は、平成19～29年度決算と同様に「資金の不足額」が生じていないため、資金不足比率は「—」となり経営健全化基準を下回っています。

	特別会計の名称	資金不足比率 (%)	事業の規模
多摩市 算定数値	下水道事業会計	—	2,337,279千円
経営健全化基準 ※3		20.0	

- この表は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則」によって定められた様式第15号を基に作成しています。
- 資金の不足額がない場合は、「—」を記載しています。
- 事業の規模欄には、資金不足額の算定に用いた事業の規模について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」第17条第1号の規定により事業の規模（営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額）を記載しています。

※3 資金不足比率が、経営健全化基準以上の場合には経営健全化計画を策定しなければなりません。

### ③健全化判断比率等の概要について

#### ア. 実質赤字比率（一般会計等の実質赤字の比率）について

##### (P) 算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等 ... 多摩市では一般会計のみが該当（平成20年度までは受託水道事業特別会計が該当）
- 実質赤字額 ... 繰上充用額 +（支払繰延額+事業繰越額）

##### (I) 平成30年度決算に基づく算定数値

「一般会計等の実質赤字額」は生じていません。（実質収支額は黒字の1,021,352千円）  
実質赤字額がないため、判断比率は「－」を記載しています。

#### イ. 連結実質赤字比率（全ての会計の実質赤字の比率）について

##### (P) 算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \{ (\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ}) \}}{\text{標準財政規模}}$$

- 全ての会計 ... 多摩市の全会計、一般会計と4つ（国民健康保険、下水道事業、介護保険、後期高齢者医療）の特別会計が該当（平成25年度までは介護保険サービス事業が該当）
- 連結実質赤字額 ... イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の、当該超える額
  - ・イ ... 一般会計及び公営企業（下水道事業会計）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ・ロ ... 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ・ハ ... 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ・ニ ... 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

##### (I) 平成30年度決算に基づく算定数値

全ての会計が黒字であり「連結実質赤字額」は生じていません。（実質収支額の合計 9,911,476千円）連結実質赤字額がないため、判断比率は「－」を記載しています。

#### ウ. 実質公債費比率（公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率）について

##### (P) 算定方法

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金+準元利償還金）} - \text{（特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（3か年平均）

- 準元利償還金 ... イからホまでの合計額
  - ・イ ... 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ・ロ ... 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ・ハ ... 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ・ニ ... 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ・ホ ... 一時借入金の利子

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

… 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

(イ) 平成30年度決算に基づく算定数値

・各年度ごと（単年度）の実質公債費比率

28年度	…	0.25%	} 3年平均（「3カ年の合計」÷3で、小数点以下第2位を切り捨て）	<b>0.6%</b>
29年度	…	0.54%		
30年度	…	1.09%		

工. 将来負担比率（地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）について

(ア) 算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

○将来負担額 … イからチまでの合計額

- ・イ … 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・ロ … 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- ・ハ … 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ・ニ … 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ・ホ … 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ヘ … 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ト … 連結実質赤字額
- ・チ … 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○充当可能基金額 … イからヘまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

○特定財源見込額 … イからニまでの償還額等に充てることのできる特定の歳入見込額

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

… 地方交付税法の規定により、イからニまでに要する経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

(イ) 平成30年度決算に基づく算定数値

将来負担額（イからチまでの合計額18,427,622千円）に対して、そこから差し引く「充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額」は34,110,298千円であり、計算上の分子（将来負担）がマイナスになるため、判断比率は「－」を記載しています。



## 才. 資金不足比率（公営企業会計ごとの資金不足の比率）について

### (7) 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額 ... (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額
- 解消可能資金不足額 ... 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。(多摩市では資金不足額が生じていないため算定していません)
- 事業の規模 ... 営業収益の額 - 受託工事収益の額

### (1) 平成30年度決算に基づく算定数値

下水道事業会計では、「資金不足額」は生じていません。(剰余額 7,951,099千円)  
資金の不足額がないため、資金不足比率は「-」を記載しています。

〔コラム〕 実質収支額（剰余額）等を使って財政指標を算定してみると…

財政健全化法に伴う財政指標（健全化判断比率と資金不足比率）算定において、平成30年度決算に基づく数値では、5つの指標のうち4つが「-（算定不可）」となっています。これは、「赤字額」や「将来負担額」、「資金の不足額」が生じていないためです。

仮に、各会計の実質収支額（剰余額・黒字額）等を利用して財政指標を算定してみますと

実質赤字比率	「-」	⇒	△ 3.42%	(△ 4.84%)
連結実質赤字比率	「-」	⇒	△ 33.21%	(△30.92%)
実質公債費比率	0.6%	⇒	0.6%	(0.3%)
将来負担比率	「-」	⇒	△ 55.5%	(△37.6%)
資金不足比率（下水）	「-」	⇒	△ 340.2%	(△304.3%)

と、マイナスの指数になります。

( ) は前年度数値

実質赤字比率や連結実質赤字比率、資金不足比率については、マイナスの数値が大きいということは、それだけ剰余額が多かったということではありますが、一般的に「実質収支比率（標準財政規模に対する実質収支額の割合）は3~5%程度が望ましい」と言われていることから、マイナスの数値が大きい（数値が低い）ほど良いという指標ではありません。

一方、実質公債費比率と将来負担比率は、マイナスの数値が大きい（数値が低い）ほど公債費や将来負担額の比重が軽く、財政の健全性が高いといえます。

総務省から算定結果が公表されている平成30年度決算に基づく実質公債費比率、将来負担比率を他団体と比較しますと、2つの指標ともに全国平均、東京都26市の平均よりも数値が低くなっており、「多摩市の財政は健全性が高い」ということが確認できます。

（参考）平成30年度決算に基づく健全化判断比率の他団体との比較

	平成30年度決算 に基づく算定結果	各指標の平均値		早期健全化基準を超える団体の数	
		全国の 市区町村	東京都 26市	全国 (都道府県を含む)	東京都 26市
実質赤字比率	△3.42%	/	/	なし	なし
連結実質赤字比率	△33.21%			なし	なし
実質公債費比率	0.6%	6.1%	0.8%	1団体	なし
将来負担比率	△55.5%	28.9%	/	1団体	なし

- ・実質赤字額がある団体は無し。
- ・連結実質赤字額がある団体は無し。

## (参考) 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等の算定結果の詳細について

健全化判断比率・資金不足算定の計算式に、算定に用いた数値をあてはめて、各指標算定の詳細を説明します。

※平成20年度の決算統計から「臨時財政対策債発行可能額」が「標準財政規模」のうち数に改められたため、健全化判断比率算定に用いる「標準財政規模」と決算統計における「標準財政規模」は一致するようになりました。

### ア. 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \{ \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額}) \}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{0 + (0 + 0)}{29,837,676 \text{千円}} = \text{なし}$$

○一般会計等 ⇒ 多摩市では一般会計のみが該当

○標準財政規模 29,837,676千円

○繰上充用額=歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額 0  
⇒ 繰上充用は行っていない

○支払繰延額=実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額 0  
⇒ 支払繰延額はない

○事業繰越額=実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額 0  
⇒ 歳入不足のための事業繰越額はない

### イ. 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{(イ + ロ)が(ハ + ニ)を超える場合の、当該超える額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$= \frac{(0 + 0) - (1,960,377 \text{千円} + 7,951,099 \text{千円})}{29,837,676 \text{千円}} = \text{なし}$$

○標準財政規模 29,837,676千円

(イ) 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 0

対象となる会計は一般会計と3つ(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療)の特別会計。  
⇒ 全ての会計において実質赤字額なし

(ロ) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 0  
⇒ 対象となる会計は下水道事業会計。資金不足額なし

(ハ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 1,960,377千円  
⇒ 対象となる会計は上記(イ)と同じ。4つの会計の実質黒字(実質収支額)の合計額

(ニ) 公営企業の特別会計のうち、資金の余剰額を生じた会計の資金の余剰額の合計額 7,951,099千円  
⇒ 対象となる会計は上記(ロ)と同じ。下水道事業会計の資金剰余額(実質収支額)

## ウ. 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \quad \text{の3カ年平均}$$

	H28決算	H29決算	H30決算
○元利償還金 ⇒ 一般会計歳入歳出決算書の数値を使用	2,128,684千円	1,945,048千円	2,022,312千円
○準元利償還金 ⇒ 下記(イ)～(ホ)の合計額			
(イ) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当りの元金償還金相当額 ⇒ 満期一括の地方債償還額なし	0	0	0
(ロ) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの ⇒ 下水道事業会計への繰出金（地方債償還・雨水分）	51,232千円	49,201千円	46,446千円
(ハ) 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの ⇒ 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還分	231,828千円	73,379千円	65,371千円
(ニ) 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの ⇒ 土地開発公社からの用地買戻し分、小中学校等の建替施行償還分など	471,330千円	536,941千円	533,639千円
(ホ) 一時借入金の利子 ⇒ 一時借入金の借入なし	0	0	0
○標準財政規模	30,595,001千円	30,533,213千円	29,837,676千円
○特定財源 ⇒ 東京都補助金（ニュータウン財政補完）＋市営住宅使用料の一部＋元利償還金等の財源に充てたと認められる都市計画税収入額	948,592千円	756,346千円	756,015千円
○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額	1,862,598千円	1,692,733千円	1,604,719千円

28年度	=	$\frac{(2,883,074千円) - (2,811,190千円)}{30,595,001千円 - 1,862,598千円}$	=	0.25018%
29年度	=	$\frac{(2,604,569千円) - (2,449,079千円)}{30,533,213千円 - 1,692,733千円}$	=	0.53914%
30年度	=	$\frac{(2,667,768千円) - (2,360,734千円)}{29,837,676千円 - 1,604,719千円}$	=	1.08750%
		3カ年平均 (小数点以下第二位を切り捨てて表示)	=	0.6%

## エ. 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額})}$$

○将来負担額 ⇒ 下記(イ)~(チ)の合計額

(イ)一般会計等の地方債現在高 14,024,838千円

⇒ 主要施策の成果説明書の平成30年度末地方債残高を使用

(ロ)債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの) 1,943,884千円

⇒ 普通会計(決算統計)の平成30年度末債務負担行為翌年度以降支出予定額のうち、地方債を原資にすることが可能なものの合計額

(ハ)一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額 180,410千円

⇒ 下水道事業会計の雨水負担分

(ニ)当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額 93,468千円

⇒ 一部事務組合組負担金のうち組合が起債した地方債の償還見込額(東京たま広域資源循環組合)

(ホ)退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額 2,185,022千円

⇒ 全職員が一斉に退職したことを想定した負担見込額

(ヘ)設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 0

⇒ 該当なし

(ト)連結実質赤字額 0

⇒ 該当なし

(チ)組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 0

⇒ 該当なし

○充当可能基金額 20,001,904千円

一般会計、特別会計の各基金のうち、総務省の定めるところにより算定した上  
⇒ 記(イ)~(ヘ)の償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金残高合計額

○特定財源見込額 3,115,071千円

上記(イ)~(ニ)の償還額等に充てることのできる特定の歳入見込で、東京都補助金(ニュータウン財政補完) + 市営住宅使用料の一部 + 都市計画税収入額の一部を算入

○地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 10,993,323千円

地方交付税法の規定により、(イ)~(ニ)に要する経費として普通交付税の算定  
⇒ に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省の定めるところにより算定した額

○標準財政規模 29,837,676千円

○元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額 1,604,719千円

⇒ 地方交付税法の規定により、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る経費として普通交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入される額

$$\text{将来負担比率} = \frac{18,427,622千円 - (34,110,298千円)}{29,837,676千円 - (1,604,719千円)} = \text{なし}$$

**オ. 資金不足比率**

$$\text{資金不足比率} = \frac{(\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}}{\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}}$$

$$= \frac{(\text{451,312千円} + \text{0} - \text{8,402,411千円}) - \text{0}}{\text{2,337,279千円} - \text{0}} = \text{なし}$$

※多摩市で該当となる会計は、下水道事業会計のみ

○流動負債	451,312千円
⇒ 貸借対照表 負債の部 流動負債合計から企業債等を控除した額	
○建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高	0
⇒ 該当なし	
○流動資産	8,402,411千円
⇒ 貸借対照表 資産の部 流動資産合計	
○解消可能資金不足額＝事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。	0
⇒ 資金不足額が生じていないため算定せず	
○営業収益の額	2,337,279千円
⇒ 損益計算書 営業収益の額	
○受託工事収益の額	0
⇒ 該当なし	

